

平成27年度第1回瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会

日時 平成27年6月23日(火)

午後1時30分～

場所 高松市役所3階32会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 「瀬戸・高松広域定住自立圏」の取組事業の評価について
- (2) 連携中枢都市圏への発展的移行について
- (3) その他

3 閉 会

【生活機能の強化】

政策分野	施策	施策に係る取組（事業）	平成26年度 取組実績	指標	活動目標値			H27年度活動目標値設定の理由	実績値 (H26年度)	26評価（中心市）		26評価（連携市町）						方向性	方向性の理由	平成27年度 取組予定 ※施設整備の場合は完成年度までの予定を記載	関係所属		
					(H25年度)	(H26年度)	(H27年度)			26評価	26評価	さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町					綾川町	
a 医療	1 医療を安定的に提供できる体制の確保	(1)遠隔医療ネットワークを使った連携	読影診断 18件	読影件数	30	35	40	26年度にK-MIX+(ケーミックスプラス)に参画し、活用範囲が広がったため、利用件数増が見込まれる。	18	達成度 13 向上余地 18 活動量 13 効率的取組 20	C	B							【さぬき市】B:ネットワークの利用実績が十分といえず、向上の余地があると考えるため。 【土庄町】C:かがわ遠隔医療ネットワークの活用は行われているが、今後さらなる運用面での充実などについて、協議していく必要がある。 【小豆島町】D:費用対効果の面や実用(患者の同意が必要な点等)の面で問題があるため。 【三木町】C:取組について協議していく必要がある。 【直島町】D:機器が古く、更新費用がかかる。また、県との連携も取りやめている。 【綾川町】C:ハード面での整備は行われているが、今後運用面での充実について協議していく必要がある。	拡充	右記（平成27年度取組予定）のとおり、本ネットワークの機能が拡充された。	26年度から、中核病院へ紹介した患者のカルテ等の診療情報を参照することができる機能を追加した、K-MIX+(ケーミックスプラス)に参画した。26年度にこの機能の利用はなかったが、患者にとって、検査の重複実施の抑制、医師に対する病状説明の軽減や紹介・逆紹介を通じた円滑な病診連携が促進され、地域全体の診療の質の向上につながるものであるため、利用を促進する。	市民病院事務局 局医課
		(2)医療機関の整備推進等	【保健所保健対策課地域医療対策室】 看護師・准看護師養成所の運営に対して助成を行った。	看護師等資格取得者数	140	140	140	養成所の定員	116	達成度 20 向上余地 18 活動量 13 効率的取組 25	B								【保健所保健対策課地域医療対策室】 安定した医療人材育成のため、継続して看護師・准看護師養成所の運営に対して助成を行う。	新病院整備課 保健所保健対策課地域医療対策室			
			【新病院整備課】 新病院整備地内の造成や調整池の整備工事に着手したほか、実施設計再積算等業務や出土した埋蔵文化財の整理等を行った。	全事業期間における年度ごとの進捗率 当該年度までのトータルコスト÷総事業費	5.8	6.1	16.2	27年度までにおける進捗率	6.1	達成度 20 向上余地 18 活動量 13 効率的取組 18	C			D	D	A	E	-	【土庄町】D:高松市において、今後新病院が整備されるため、整備後の圏域医療機関の連携が図れるよう検討が必要である。 【小豆島町】D:実績がなく、評価が難しい。 【三木町】A:准看護師の育成に寄与している。 【直島町】E:実績がないため、評価が難しい。 【綾川町】E:現状移転統合病院の整備について詳細が示されていないため、評価が難しい。	継続	医療人材不足のため	【平成27年度取組予定】 建設事業費再積算、造成工事、調整池整備工事、建築工事等 【完成年度までの予定】 平成27年度 建設事業費再積算完了、 造成工事、調整池整備工事竣工、 建築工事発注・着手 平成28・29年度 建築工事 平成30年度(前半) 建築工事竣工、開院準備、開院	新病院整備課
(3)医療職員の交流等	高松市民病院が主催して、各市町の医療機関等の医療職員に、実地での技能等を高めるための交流研修を検討し、一部市町と交流を図った。	研修回数	1回以上	1回以上	1回以上	実効性ある交流研修の開催継続のため。	1	達成度 13 向上余地 18 活動量 20 効率的取組 10	C	E		D	D		E	D	【さぬき市】E:運用面について、抜本的な見直しが必要だと考えるため。 【土庄町】D:取組を活用出来ていない状態であり、医療関係職員が実地研修を受けられる体制等の協議が必要である。 【小豆島町】D:実績がないため、評価が難しい。 【直島町】E:資質向上のための実地研修が必要であるが、職員の人数が少なく、参加が難しい。 【綾川町】D:現状では、具体的な取組みが行われていないため、実施方法等について協、今後協議が必要と思われる。	継続	平成27年度中に県が策定する「地域医療構想」の方向性を踏まえ、効果的な交流を検討し、継続する。	地域医療支援病院としての機能強化を図っており、効果的な交流研修を検討し、継続する。	市民病院事務局 総務課		
2 救急医療体制の確保	(1)救急医療体制の整備	地区医師会への委託による在宅当番医制の実施や、輪番病院の運営及び休日・夜間における歯科診療事業に対するの助成を行った。また、夜間急病診療所については、指定管理者制による運営のほか、移転開設し、機能拡充を図った。	救急医療体制の確保日数	365	365	366	年間日数	365	達成度 20 向上余地 18 活動量 20 効率的取組 25	A					B	A	C	【三木町】B:更なる取組により向上の余地がある。 【直島町】A:救急体制を確保するために十分な支援が行えている。 【綾川町】C:一定の成果があがっているが、更なる改善が必要である。	継続	医療人材不足のため、現状維持が目標となるため	H26年9月に移転開設し、機能拡充を図った夜間急病診療所を軌道に乗せるほか、救急医療体制全般の安定感のある体制確保のため、引き続き関係機関との調整を行う。	保健所保健対策課地域医療対策室	
	(2)救急艇の活用	搬送実績 土庄町12件 小豆島町17件	専門医療機関搬送件数	20	20	25	平成25、26年度搬送実績を基に設定	29	達成度 25 向上余地 18 活動量 20 効率的取組 25	A			B	A		D		【土庄町】B:救急艇の活用について連携していることで、救急搬送体制の強化につながっており、成果をあげているが、当町における医療従事者不足による搬送時の負担等課題がある。 【小豆島町】A:脳疾患等治療が遅れれば生命の危険がある患者の搬送に効果的であったため。 【直島町】D:当町においても救急患者を輸送する船を所有しており、活用実績がない。	継続	連携市町とも一定の成果が達成されているため、今後とも、引き続き取組を行っていく。	救急艇を活用し、圏域の島しょ部における救急搬送体制を維持する。	消防局総務課	
b 福祉	3 子育て支援及び高齢者保護の充実	(1)ファミリー・サポート・センター事業	・登録会員数実績：2,152人（うち三木町88人 綾川町89人） ・援助活動実績件数：5,334件（うち三木町273件 綾川町242件） ・会員養成講座：5回（1回当り10講座）（うち三木町1回 綾川町1回） ・会員スキルアップ講座：4回 ・フォローアップ講座：1回 ・会員交流会：2回 ・ファミサが通信：16、17号発行	ファミリー・サポート・センター事業利用件数	7,000	7,500	8,000	過去の実績推移による	5,334	達成度 向上余地 活動量 効率的取組	B	B				C	B	【さぬき市】B:一定の成果があがっているが、24年度からの事業となるため住民への制度周知が必要であるため。 【三木町】C:本町の場合、まんてがんふれあいホーム、まんてがんほたるホームの2つの一時預かり施設があるためか、利用者数が伸び悩んでいる。 【綾川町】B:25年度と比較してみると会員数は、増えているが利用実績は減少している会員登録のできる場所を親子がよく利用する場所にしたりしてみたが、広報が十分でなかったのか、知らない人が多かった。また、利用料についても検討してもらえないかという声もあがっている。	継続	連携市町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っていく。	連携市町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っていく。	子育て支援課	
		(2)高齢者セーフティネットワーク事業	平成26年5月16日に、情報交換及び連携の確認のための連絡会を実施した。なお、定住自立圏域での本ネットワークの使用は0件であった。	連絡会開催件数	1	1	1	圏域の徘徊高齢者の早期発見及び保護、またネットワークの円滑な実施を図るために適切な回数であるため	1	達成度 向上余地 活動量 効率的取組	A	B					C	D	【さぬき市】B:徘徊高齢者の保護についてネットワークを構築しているが、今後、ネットワークの活用について、協議していく必要があるため。 【三木町】C:徘徊高齢者保護ネットワークを設置しているが、今後も関係機関との連携を図り、円滑な支援に向けた協議を行っていく必要がある。 【綾川町】D:実績が無いため評価が難しい。	継続	連携市町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っていく。	引き続き、所轄の警察署から徘徊高齢者に関する協力要請があった場合は、本市の関係部署、関係団体が発見協力を依頼するとともに、要請があれば、周辺町にも情報を提供し、協力依頼を行う。 また、顔の見える関係づくりのため年度初めに連絡会を開催し、情報交換及び連携の確認を行う。	長寿福祉課
		(3)地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）広域利用事業	高松市地域密着型サービス事業者指定に係る制限に関する要綱において、本市域内の地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）については、原則、本市転入後6ヶ月を経過しない者の利用又は入居はできないが、当該サービス事業所がない直島町からの転入者には、6ヶ月を経過していても利用又は入居できる運用とする。	当該事業所周知件数	43件	45件	45件	平成27年度中に1事業所増える見込みのため、45件とした。	44件	達成度 25 向上余地 25 活動量 13 効率的取組 18	A							D	【直島町】D:現在、認知症対応型共同生活介護サービスを活用出来ていない状態であり、成果を達成するために改善が必要である。	継続	直島町からの転入者で認知症対応型共同生活介護への入居希望者がいれば随時対応できるよう、引き続き事業所への周知を行っていく。	高松市地域密着型サービス事業者指定に係る制限に関する要綱において、本市域内の地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護）については、原則、本市転入後6ヶ月を経過しない者の利用又は入居はできないが、当該サービス事業所がない直島町からの転入者には、6ヶ月を経過していても利用又は入居できる運用とする。	介護保険課

政策分野	施策	施策に係る取組(事業)	平成26年度 取組実績	指標	活動目標値			H27年度活動目標値設定の理由	実績値(H26年度)	26評価(中心市)	26評価(連携市町)						方向性	方向性の理由	平成27年度 取組予定 ※施設整備の場合は完成年度までの予定を記載	関係所属			
					(H25年度)	(H26年度)	(H27年度)				さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町					綾川町		
4 広域的な審査会の実施	(4) 自立支援協議会運営事業	総会2回と部会を随時開催し、障害者支援の障害者等への支援体制に関する課題について情報の共有を図り、検討を行った。	総会開催数	2	2	2	定期的な情報共有を図るとともに、検討する場が必要なため	2	達成度 ・向上余地 ・活動量 ・効率的取組	C					A	A	【三木町】A:高松圏域自立支援協議会が行う相談支援の充実、強化を図るための研修等について、体制も確保されており、十分な取組が行われている。 【直島町】A:成果に示されている障害程度区分等審査会業務の連携について、体制も確保されており、十分な取組が行えている。	継続	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第89条の3の規定に基づくため	・障害者等に対する障害福祉施策についての周知 ・関係機関の連携強化及び相談支援の充実・強化を図るための研修等 ・専門部会等の運営 ・その他の相談支援充実・強化を図るための事業	障がい福祉課		
	(1) 介護認定審査会業務の連携	高松市と三木・直島・綾川3町との「介護認定審査会業務の事務委託に関する規約」に基づき、介護認定審査会業務を行った。	介護認定審査案件数 高松市 24,322件 三木町 1,732件 直島町 225件 綾川町 1,847件	-	-	-	-	-	達成度 25 ・向上余地 25 ・活動量 20 ・効率的取組 18	A				A	A	【三木町】A:「介護認定審査会業務の事務委託に関する規約」に基づき、十分な取組が行われている。 【直島町】A:成果に示されている介護認定審査会業務の連携について、体制も確保されており、十分な取組が行えている。 【綾川町】A:審査会業務を高松市に委託し、スムーズな審査業務が遂行されています。	継続	「介護認定審査会業務の事務委託に関する規約」に基づく事業のため、今後も継続して実施していく。	「介護認定審査会業務の事務委託に関する規約」に基づき、引き続き、三木町・直島町・綾川町の介護認定審査会業務について、本市が受託して実施する。	介護保険課			
	(2) 障害程度区分等審査会業務の連携	・審査会を48回開催し、市と3町の審査について、引き続き連携した。 ・審査案件数としては、高松市505件、三木町47件、直島町11件、綾川町35件の審査を行った。	審査会開催件数	50回	50回	50回	毎週水曜日に審査会を予定しているため、開催が想定される回数を目標値とする。	48回	達成度 ・向上余地 ・活動量 ・効率的取組	A				A	A	A	【三木町】A:審査会業務において、体制も確保されており、十分な取組が行われている。 【直島町】A:成果に示されている障害程度区分等審査会業務の連携について、体制も確保されており、十分な取組が行えている。 【綾川町】A:審査会業務を高松市に委託し、スムーズな審査業務が遂行されています。	継続	連携市町とも一定の成果が達成されているので、今後とも引き続き取り組みを行うため	・審査会を約50回開催し、市と3町の審査について、引き続き連携していく。 ・審査予定件数:高松市750件、三木町63件、直島町4件、綾川町47件	障がい福祉課		
c 教育	5 中学校総合体育大会等の連携	中学校総合体育大会等の連携	参加実績人数 第5回総体 5,316人 第5回新人 4,388人 第5回駅伝 556人	参加生徒数	10,000	10,000	10,000	中学校総合体育大会等の競技数・試合回数に変動がなく、参加生徒数の大幅な増減がないと想定できることから	10,260	達成度 20 ・向上余地 18 ・活動量 20 ・効率的取組 25	A			B	A	【三木町】B:事業について一定の成果が認められるが、今後は競争力の地域間格差の解消を図る必要がある。 【直島町】A:事業について一定の成果が認められる。	継続	今後とも圏域で連携し、生徒にとってより充実した大会等を継続して開催する。	参加予定人数 第7回総体 5,300人 第7回新人 4,400人 第7回駅伝 550人	保健体育課			
d 産業振興	6 観光の振興	(1) 観光プロモーション事業	平成26年度観光プロモーション認定事業である「『ぼくの香川案内』in台湾」事業において、旅行誌を作成し、高松市及び周辺地域のPRを実施した。	パンフレット配布部数	海外25,000 国内35,000 計60,000	海外30,000 国内40,000 計70,000	海外35,000 国内45,000 計80,000	本市の観光地としてのイメージアップや集客力を高めることを目的とした事業であることから、増加目標とする。	2,000	達成度 20 ・向上余地 18 ・活動量 20 ・効率的取組 18	B	B	D	B	A	D	C	D	【さぬき市】B:財団法人高松観光コンベンション・ビューローへの情報提供に多方面にわたり協力したため。 【東かがわ市】D:実績なし。 【土庄町】B:2年振りにフルマラソン(42.195km)を実施したが、事故など無く盛況のうちに終了した。県内唯一のフルマラソン全国大会として年々注目度も高まっているが、圏域及び地域と連携を図りつつ、小豆島の一大イベントとして引き続き運営に努めたい。 【小豆島町】A:イベント情報提供により、圏域の観光振興を図っているため。 【三木町】D:観光資源の再発掘と観光事業や情報発信等の見直しを進め、中心市と近隣市町との連携を強化していくことで改善を図る必要がある。 【直島町】C:PRができていのかどうか昨年度より実績がなかったため。 【綾川町】D:賛助会費を支出しているのみで、具体的な成果を実感できない。	継続	一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っていく。	平成27年度の観光プロモーション認定事業の募集において、連携市町を含む事業も対象とする。	
		(2) 新たな観光プランの企画、販売等	(公財)高松観光コンベンション・ビューローが着地型観光プラン(ぶち旅プラン)として、全24コースのうち連携町の観光資源を含む7コースを設定し販売した。	連携町の観光資源を含むコース設定数	3以上	3以上	3以上	連携町の新たな観光資源の開発やコース内容を盛り込むことにより、効果を高めることができる設定数とする。	7	達成度 25 ・向上余地 18 ・活動量 25 ・効率的取組 18	A	D	C	D	D	C	D	【さぬき市】D:2/8冬のうまいもんまつりのコースについては、14名募集したところ、9名の参加であったため。 【土庄町】C:町内の各団体が連携し、県外観光客誘致のPRを実施するなど役割のひとつである特有の観光資源やイベント等を観光客誘致に活用しているが、もう一つの役割である高松観光コンベンション・ビューローの賛助会員等として、同財団の実施する「ぶち旅プラン」の企画・販売事業の支援ができていない状況であり、その支援方法等どのような形で連携できるのかが課題である。 【小豆島町】D:実績がないため、評価が難しい。 【三木町】D:観光資源の再発掘と観光事業や情報発信等の見直しを進め、中心市と近隣市町との連携を強化していくことで改善を図る必要がある。 【直島町】C:同じような観光プランに偏りがち。 【綾川町】D:効果的な連携が図られていない。	継続	一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っていく。	ぶち旅プランのコースに、新しい観光資源の発掘を始め、周辺市町の観光資源も含めたコースを設定する。		
		(3) 国内外観光客向け情報発信事業	海外観光客向け情報発信事業である英語ブログサイト「アート・シティ高松」に、アートに関するスポットなどについて取り上げてもらおうとともに、連携町に当サイトへのリンクを依頼した。	アート・シティ高松へリンクを掲載している市町数	5以上	5以上	5以上	英語版観光HPを開設した全ての連携町と相互リンクを結ぶ事で、情報発信事業の効果が最大限となるよう目指す。	5	達成度 20 ・向上余地 18 ・活動量 20 ・効率的取組 18	B	B	B	C	D	C	D	【さぬき市】B:利用者の評価等が不明であるため。 【東かがわ市】B:ホームページを外国語対応に改修したが、圏域の魅力を十分に発信できるまでには至っていない。 【土庄町】C:外国人観光客目線での様々なインバウンド対策が必要か把握し難く、多言語化HPやWi-Fiスポットなど整備を進めているが、その効果について検証が十分に図れていない。 【小豆島町】D:実績がないため、評価が難しい。 【三木町】C:英語版ホームページの作成にとどまらず、観光客目線でのより良い情報発信に努めていく必要がある。 【直島町】D:英語版だけでなく多言語版が必要ではないか。 【綾川町】C:ホームページの多言語化は行っているが、その精度に疑問があるとともに、成果を図りにくい。	継続	一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っていく。	「アート・シティ高松」にアートに関連するスポットなどについて外国人プロガーに取り上げてもらおうとともに、英語版ホームページを開設した周辺市町に、当サイトへのリンクを依頼する。		
		(4) イベント交流の促進	本市の観光振興につながるイベントに対し補助を行うとともに、情報発信コーナー(パンフレットブース)を設置し、連携市町のPR等に取り組み、相互交流による観光振興を図った。	情報発信コーナー(パンフレットブース)設置数	1以上	1以上	1以上	既存のブースに限らず、イベント開催時のブースなど、できるだけ多くの設置を目指す。	1	達成度 13 ・向上余地 18 ・活動量 13 ・効率的取組 18	C	B	C	C	A	D	C	【さぬき市】B:瀬戸内サーカスファクトリーによる高松市での公演については、周知宣伝などの面で一定の成果があったと考えられるが、その他のイベントについては、他市町の現状が不明であるため。 【東かがわ市】C:HPなどにより、相互の宣伝周知など改善を行う必要がある。 【土庄町】C:単年度事業ではあるが、圏域と連携を図りつつ運営及び情報発信を行った点は評価。今後の継続的な展開について課題。 【小豆島町】A:周知宣伝活動について十分に行われているため。 【三木町】D:近隣市町イベント時の周知宣伝活動を行うとともに、周知宣伝活動を含めた相互交流を進めていく必要がある。 【直島町】C:相互交流への取り組みができていのか不明 【綾川町】D:具体的な取り組みに至っていない。	継続	一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っていく。	第50回を迎える「さぬき高松まつり」を始め、中心市及び周辺町の祭りや各種イベントなどにおいて、周知宣伝活動を行うとともに、相互交流に取り組み。		

政策分野	施策	施策に係る取組(事業)	平成26年度 取組実績	指標	活動目標値			H27年度活動目標値設定の理由	実績値(H26年度)	26評価(中心市)	26評価(連携市町)							方向性	方向性の理由	平成27年度 取組予定 ※施設整備の場合は完成年度までの予定を記載	関係所属			
					(H25年度)	(H26年度)	(H27年度)				さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町							
7	中心市街地におけるにぎわいの創出	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	【商店街共同施設整備事業】 ・丸亀町商店街において共同施設を整備した2件に補助金を交付した。 ①ABC街区アーケード整備事業 補助金 平成23～26年度補助 ②G街区駐車場整備事業補助金 平成24～27年度補助	補助金交付件数	3	2	1	商店街共同施設整備事業が、過年度に整備した共同施設整備事業に対して補助金を交付する事業であるため。	2	・達成度 25 ・向上余地 25 ・活動量 20 ・効率的取組 18	A	D	D	D	D	D	D	【さぬき市】D:取組実績がないため。 【東かがわ市】D:実績なし。 【土庄町】D:成果である中心市街地のにぎわいを創出することについて、連携する位置付けが不透明であり、休止状態であるため。 【小豆島町】D:実績がないため、評価が難しい。 【三木町】D:観光資源の再発掘と観光事業や情報発信等の見直しを進め、中心市と近隣市町との連携を強化していくことで改善を図る必要がある。 【直島町】D:昨年度と変わらず、取組実績が無かったため。 【綾川町】D:具体的な取り組みに至っていない。	継続	県都高松市として、中心市街地のにぎわい創出は必要不可欠な政策であり、継続して取り組む必要がある。	【市街地再開発事業】 D・E街区市街地再開発準備事業 補助金 【商店街共同施設整備事業】 G街区駐車場整備事業補助金 平成24年度～27年度補助	産業振興課 まちづくり企画課		
8	消防・防災体制の強化	(1)災害時の応援体制等	相互応援体制を維持し、不測の事態に備えた。	地震等による大規模な災害時における防災対策及び応急対策について、災害時の相互応援協定を締結しているものであり、取組事業の指標や各年度の活動目標値を設定することは適さない。						・達成度 ・向上余地 ・活動量 ・効率的取組	A	D	D	B	A	C	A	B	【さぬき市】D:県内全ての市町と応援協定を締結済みであり、定住自立圏での応援協定の必要性が低い。 【東かがわ市】D:実績なし。 【土庄町】B:成果である大規模災害時における応急体制を中心とした防災体制の充実、強化体制が確保されているが、実際に発生した際、各連携市町において相互応援が素早く行えるようにしておく必要がある。 【小豆島町】A:協定継続中のため。 【三木町】C:地震等の大規模災害時における防災体制に一定の充実・強化が図れたが、今後もより一層の充実・強化に努めていく必要がある。 【直島町】A:協定継続中である。 【綾川町】B:いざという時にスムーズに連携できるように、定期的、実践的な訓練なども必要である。	継続	災害時の応援体制に関する協定のため、引き続き取組を行っている。	相互応援体制を維持し、不測の事態に備える。	危機管理課	
		(2)香川県消防相互応援協定	相互応援体制を維持し、不測の事態に備えた。実績なし	災害時の応援体制に関する協定のため、指標を設定することができない。						・達成度 ・向上余地 ・活動量 ・効率的取組	A	D	D	B	A	C	C	A	【さぬき市】D:県内全ての市町と応援協定を締結済みであり、定住自立圏での応援協定の必要性が低い。 【東かがわ市】D:実績なし。 【土庄町】B:成果である圏域における消防活動体制を補完体制が確保されているが、実際に発生した際、各連携市町において相互応援が素早く行えるようにしておく必要がある。 【小豆島町】A:協定継続中のため。 【三木町】C:県内市町及び一部事務組合の相互応援体制の強化に寄与した。 【直島町】C:協定は継続中だが、さらなる協力体制の強化は必要である。 【綾川町】A:常備消防を高松市に委託しており、不測の事態においてもスムーズに対処できる。	継続	災害時の応援体制に関する協定のため、引き続き取組を行っている。	相互応援体制を維持し、不測の事態に備える。		
		(3)高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	消火救難活動体制を維持し、緊急対応に備えた。実績なし	災害時の応援体制に関する協定のため、指標を設定することができない。						・達成度 ・向上余地 ・活動量 ・効率的取組	A							C	A	【三木町】C:関係市町の消防機関の協力により、消火救難活動の強化に寄与した。 【綾川町】A:常備消防を高松市に委託しており、非常備消防との連携もスムーズに行われている。空港周辺の訓練も定期的に行われており、十分な成果があると考えられる。	継続	災害時の応援体制に関する協定のため、引き続き取組を行っている。	消火救難活動体制を維持し、緊急対応に備える。	消防局総務課
		(4)消防業務の事務委託	受託町における消防行政を円滑に実施するとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進した。	建物火災件数(暦年)	15	15	15	受託町における建物火災の件数を基に設定	13	・達成度 25 ・向上余地 18 ・活動量 20 ・効率的取組 25	A							A	A	【三木町】A:消防活動の円滑化、迅速化に貢献し、地域防災に寄与した。 【綾川町】A:高松市に委託しており、十分な成果があると考えられる。	継続	消防業務の受託に関する協定を締結しており、引き続き取組を行っている。	受託町における消防行政を円滑に実施するとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。	
9	一般廃棄物処理体制の確保	(1)一般廃棄物の処理業務	綾川町から委託を受け、同町の区域から生じる一般廃棄物の中間処理を行った。 【処理実績】 (焼却) 綾川町分 4,318トﾝ 高松市分 50,800トﾝ (破碎) 綾川町分 688トﾝ 高松市分 7,718トﾝ	本市による綾川町の一般廃棄物の受託処理トン数	4,600	4,600	4,900	高松市一般廃棄物処理基本計画等に基づき設定	5,006	・達成度 25 ・向上余地 25 ・活動量 25 ・効率的取組 18	A							A	【綾川町】A:綾川町から排出される一般廃棄物の中間処理業務の処理を円滑に行っている。	継続	連携町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取り組みを行っている。	今後も、綾川町から委託を受け、同町の区域から生じる一般廃棄物の中間処理を行う。 27年度処理見込 (焼却) 綾川町分 4,200トﾝ 高松市分 54,190トﾝ (破碎) 綾川町分 700トﾝ 高松市分 7,590トﾝ	西部クリーンセンター	
		(2)し尿処理業務	三木町・綾川町から排出されたし尿および浄化槽汚泥の処理を行った。 処理実績(内訳) し尿 浄化槽汚泥 計 三木町 2,513kl 5,759kl 8,272kl 綾川町 1,680kl 3,057kl 4,737kl 高松市 13,616kl 35,186kl 48,802kl 計 17,809kl 44,002kl 61,811kl	三木町・綾川町し尿処理量/三木町・綾川町し尿搬出量	100%	100%	100%	三木町及び綾川町のし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理した割合とした。	100%	・達成度 25 ・向上余地 25 ・活動量 20 ・効率的取組 25	A							A	A	【三木町】A:事業に係る体制も確保されており、十分な成果があると考えられる。 【綾川町】A:綾川町から排出されるし尿処理業務の処理を円滑に行っている。	継続	連携市町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取り組みを行っている。	引き続き、三木町・綾川町から排出されたし尿および浄化槽汚泥の処理を行う。 処理計画(内訳) し尿 浄化槽汚泥 計 三木町 2,500kl 5,100kl 7,600kl 綾川町 1,980kl 3,020kl 5,000kl 高松市 14,200kl 36,100kl 50,300kl 計 18,680kl 44,220kl 62,900kl	衛生処理センター
		(3)し尿貯留槽管理業務	国分寺町し尿貯留槽の管理を、綾川町に委託した。	国分寺町し尿処理量/国分寺町し尿搬出量	100%	100%	100%	国分寺町のし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理した割合とした。	100%	・達成度 25 ・向上余地 25 ・活動量 20 ・効率的取組 25	A							A	A	【綾川町】A:し尿の中間貯留業務を円滑に行っている。	継続	連携市町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取り組みを行っている。	引き続き、国分寺町し尿貯留槽の管理を、綾川町に委託する。	
		(4)一般廃棄物の埋立処分業務	国分寺地区から生じる一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。)を中間処理した後に生じる残さの埋立処分について、綾川町に委託した。 搬入量 高松市分 1,298トﾝ ※参考(綾川町分 908トﾝ)	国分寺地区から生じる一般廃棄物の委託トン数	1,400	1,400	800	高松市一般廃棄物処理基本計画等に基づき設定	1,298	・達成度 25 ・向上余地 25 ・活動量 13 ・効率的取組 18	A								A	【綾川町】A:残渣埋立処分の業務を円滑に行っている。	継続	連携町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取り組みを行っている。	今後も、国分寺地区から生じる一般廃棄物を中間処理した後に生じる残さの埋立処分について、綾川町に委託する。 平成27年度搬入量見込 高松市分 800トﾝ ※参考(綾川町分 936トﾝ)	西部クリーンセンター

政策分野	施策	施策に係る取組（事業）	平成26年度 取組実績	指標	活動目標値			H27年度活動目標値設定の理由	実績値 (H26年度)	26評価（中心市）		26評価（連携市町）						＜参考＞ 連携市町評価の理由	方向性	方向性の理由	平成27年度 取組予定 ※施設整備の場合は完成年度までの 予定を記載	関係所属	
					(H25年度)	(H26年度)	(H27年度)			さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町							
10	不法投棄の防止	不法投棄対策事業の推進	<p>【三木町】11月2日に三木町において、きれいな自然環境を守ろう！高松・三木出合いふれあいクリーン作戦を実施した。三木町 59人、高松市 183人 計 242人（ごみ回収量70kg）</p> <p>【綾川町】平成27年1月25日に高松空港周辺において、高松エアポートクリーン作戦を実施した。綾川町約120人、高松市 1,580人 計1,700人（ごみ回収量2,000kg）</p> <p>【さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、直島町】本市で7月6日実施の、あじ水ぎわクリーン作戦を核として、海岸線等の不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施した。参加人数及びごみ収集量内訳 さぬき市 499人 544kg 東かがわ市 3,071人 23,380kg 土庄町 88人 1,500kg 小豆島町 57人 3,500kg 直島町 500人 4,000kg 高松市 900人 2,200kg</p>	不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦参加者数	6,600	6,600	6,600	これまで実施してきた不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の参加者数の推移から設定。	6,342	<ul style="list-style-type: none"> 達成度 13 向上余地 18 活動量 13 効率的取組 18 	C	C	B	B	A	B	B	B	<p>【さぬき市】C:一定以上の評価が出ているため、活動範囲を広げていく必要がある。又、他市町と連携を密にし、不法投棄の状況など情報を共有する必要があるため。</p> <p>【東かがわ市】B:海岸清掃を実施した。</p> <p>【土庄町】B:住民・行政が協力し、継続して清掃活動できている点は評価できる。しかし、不法投棄されている場所、一度清掃を行い、看板を設置したにも関わらず、再発してしまった。現在、対策を講じている状況であり、今後も継続的に清掃活動やパトロールを続ける必要がある。</p> <p>【小豆島町】A:不法投棄対策について連携して取組みが行えているため。</p> <p>【三木町】B:「高松・三木出合いふれあいクリーン作戦」については、一定の参加者もあり定着しているが、開催場所の検討など不法投棄防止についての努力が必要と考えられる。</p> <p>【直島町】B:同時開催による海岸線等の不法投棄撲滅クリーン作戦を予定通り実施することができたが、今後はその後の維持体制も強化していく必要がある。</p> <p>【綾川町】B:ゴミそのものの回収量はかなり減ってきたが、町内からの参加人数を増やす努力が必要</p>	継続	市内全域で環境美化活動を行うことにより、清潔で美しい高松を実現するとともに、環境意識の高揚を図っているところであり、また、各種団体、国、県、地元自治会等との協力体制も確立されていることから、継続して実施する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 相互に連携して不法投棄対策事業を推進し、平成27年度においては合併10周年記念イベント（冠事業）として実施する。 三木町においては、高松・三木不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を高松市内にて実施を検討している。また、綾川町においては、高松エアポートクリーン作戦を継続実施し、市民・町民の環境美化意識向上を図っていく。 アースデーINあじ 水ぎわクリーン作戦に合わせて、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、直島町が、同時期に瀬戸内海地域一体の海岸清掃活動を実施する。 	環境指導課 適正処理対策室

「瀬戸・高松広域定住自立圏」取組進捗状況調査票（平成26年度）

【結びつきやネットワークの強化】

政策分野	施策	施策に係る取組（事業）	平成26年度 取組実績	指標	活動目標値			H27年度活動目標値設定の理由	実績値 (H26年度)	26評価（連携市町）							方向性	方向性の理由	平成27年度 取組予定 ※施設整備の場合は完成年度までの予定を記載	関係所属							
					(H25年度)	(H26年度)	(H27年度)			26評価（中心市）																	
										26評価（連携市町）																	
										さぬき市							東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町	＜参考＞ 連携市町評価の理由				
a 地域公共交通	11 公共交通機関利用促進	公共交通機関の利用促進	【高松市】公共交通利用促進条例の理念に基づく施策である「電車とバスの乗継割引制度」を継続するとともに、10月1日からは70歳以上の市民を対象とした高齢者公共交通（電車・バス）運賃半額制度を開始した。 【さぬき市】さぬき市コミュニティバスとJR、ことでの乗継の利便性を図るとともに、公共交通機関の利用促進を図るため、さぬき市広報紙及びホームページを用いた、パーク・アンド・ライド駐車場の利用に関する、周知・募集活動を実施した。 【東かがわ市】一昨年に実施したP&Rの有効性の結果を参考に、P&Rの実現について検討を行った。 【三木町】パークアンドライドの運営と広報誌等での利用促進 【綾川町】新駅へのアクセス道路を東側の町道まで延長した。パーク＆ライド駐車場は、イオンモール綾川の協力で、30台分を確保を継続した。4月1日時点で28台分が契約済みとなっている。また、綾川駅と坂田駅を結ぶ坂田綾川線の実証実験運行を延長した。町営バスについても5路線中3路線について、綾川駅への乗り入れを継続した。	公共交通機関利用者数	69,100	70,500	71,700	高松市総合都市交通計画等に定める公共交通利用促進施策の展開により、利用者の増加を見込む。	確認中	達成度 20 向上余地 18 活動量 13 効率的取組 18	C	B	B							【さぬき市】B:公共交通機関の利用促進を図るため、さぬき市広報紙及びホームページを用いた、パーク・アンド・ライド駐車場の利用に関する周知・募集活動を実施したが、利用率の向上につながらなかったため。 【東かがわ市】B:P&Rの有効性の結果を参考に、P&Rの実現について検討が進んでいる。 【三木町】B:一定の利用者数があるものの、今後も利用者数の増加に向けた取組を行っていく必要がある。 【綾川町】B:個々の成果としては、十分なものとなっているが、連携が図れるような施策の実施も必要ではないかと考える。	継続	連携市町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っていく。	【高松市】引き続き電車とバスの乗継割引制度を継続するとともに、70歳以上の市民を対象とした電車・バスの運賃半額制度を継続することとしている。 ・引き続き、レンタサイクルの利用促進とイメージアップを図りながら、残りのレンタサイクルについても、順次、新デザインの塗装を行う。 【さぬき市】さぬき市コミュニティバスとJR、ことでの乗継の利便性を図るとともに、引き続きJR志度駅及びことで志度駅近くに位置する既存パーク・アンド・ライド駐車場施設の適正な管理による利便性の確保及び利用促進のため住民周知を行う。 【東かがわ市】予定なし 【三木町】パークアンドライドの運営と広報誌等での利用促進 【綾川町】綾川駅と坂田駅を結ぶ路線バス（坂田綾川線）の実証実験運行を引き続き実施するとともに、町営バスについては全路線の再編を行い、綾川駅への乗り入れを増やすなど、利便性の向上に努める。	交通政策課			
	12 海上交通の確保・充実	海上交通の確保・充実	【高松市】「高松市離島航路確保維持改善協議会」において、「男木～高松航路改善計画」に基づく「離島航路3ヵ年計画（平成27年度～29年度）」を策定するなど、引き続き「男木～高松航路」の確保・維持・改善に向けた協議・検討を行った。 【土庄町】・航路及び路線バスの利便性向上を図るため、バス及び航路でICカードが利用できる旨の周知広報を行った。 ・豊島において町直営による自家用有償運送として、有料コミュニティバスを1日7便運行し、平成26年10月1日より、宇野～土庄航路のダイヤが改正されたため、接続を考慮したバスダイヤの改正を検討し、利便性及び利用率の向上を図った。 【小豆島町】・坂手港周辺での利便性向上のため、地域活性化イベントを開催した。 【直島町】・宮浦港港湾施設のパトロール、イルミネー						達成度 向上余地 活動量 効率的取組	C		B	A						【高松市】「高松市離島航路確保維持改善協議会」において、引き続き「男木～高松航路」の確保・維持・改善に向けた協議・検討を行う。 ・「男木～高松航路」でゴールドIruCa利用による運賃半額や島発往復割引の拡大など、航路の利用に対する促進施策を行う。 【土庄町】・引き続き、航路及び路線バスの利便性向上を図るため、バス及び航路でICカードが利用できる旨の周知広報を行う。 ・引き続き、豊島において町直営による自家用有償運送として、船との接続を考慮したバスダイヤによる有料コミュニティバスを1日7便運行し、利便性及び利用率の向上を図る。 ・第3回瀬戸内国際芸術祭が開催されるため、バス会社や小豆島町と連携し、航路との接続等を考慮した運行をする。 【小豆島町】・坂手港周辺でのイベントを開催する。 【直島町】・宮浦港港湾施設のパトロール、イルミネー	継続		【高松市】引き続き「男木～高松航路」の確保・維持・改善に向けた協議・検討を行う。	交通政策課				
b ICTインフラ整備	13 ブロードバンド利用環境の向上等	ブロードバンド利用環境の向上等	・本市の島しょ部における民間の整備計画等について情報収集を行うと共に地域の実情に即したブロードバンドの利用環境の向上のための技術、手法等を調査、検討した。 ・香川県超高速ブロードバンド整備推進協議会において、県内の状況を確認した。	超高速ブロードバンド整備率	90.00%	99.00%	100.00%	情報通信網の超高速化やICT利活用推進、電子自治体推進といった共通の課題について、情報交換、調査、検討を行いながら、ブロードバンド基盤の効果的な整備を検討する。	99.80%	達成度 25 向上余地 18 活動量 25 効率的取組 25	A	A	A	A	A	B	B	A	【さぬき市】A:連携市町とも超高速ブロードバンド整備に目途がついたことから、十分達成できたと考えられるため。 【東かがわ市】A:ブロードバンド基盤の整備は既に終了している。 【土庄町】A:一部の島嶼部を除く地域においては整備が完了している。 【小豆島町】A:ブロードバンド基盤の整備が行われているため。 【三木町】B:ブロードバンド利用環境の普及について、今後も更なる普及に向けた取組について検討 【直島町】B:本島のみサービスで、向島、屏風島へのサービスができていないため、評価をBとした。 【綾川町】A:平成22年度から23年度にかけて、民設民営方式による光ファイバ網整備事業を実施し、町内全域で超高速ブロードバンドによるサービスが受けられるようになっている。	縮小	四国総合通信局や県が公表する超高速ブロードバンド整備状況では、LTEの出現等により、香川県内は全て整備済エリアとなっており、この事業の目的は達成されている。	情報政策課					
	14 中心市街地における直売所の整備及び活用	(1)中心市街地における直売所の整備及び活用	本市が改装費補助を行い、平成22年5月にオープンした「さぬき産業工芸館サン・クラック」では、地場産品の販売展示や情報発信などの事業を行い、連携する周辺市町を始め、県内の地場産品の認知度向上に努めた。	商店街の空き店舗を活用した直売所の件数	1	1	1	当該事業は、国の緊急雇用創出事業を活用した時限事業であることから、施設の維持を目標とする。	1	達成度 25 向上余地 18 活動量 25 効率的取組 25	A	D	D	D	C	D	D	【さぬき市】D:現在、直売所の整備に対する取り組みができていないため。 【東かがわ市】D:実績なし。 【土庄町】D:現在この事業に取り組みができておらず、圏域の地産地消を促進しているとはいえないため。 【小豆島町】D:実績がないため、評価が難しい。 【三木町】C:マルシェ（産直市場）などの事業を町内開催だけでなく、中心市街地や近隣市町での開催を検討することで、特産品のPRや地産地消促進につなげることが必要である。 【直島町】D:具体的な取り組みに至っていない。 【綾川町】D:具体的な取り組みに至っていない。	継続	当該事業は、国の緊急雇用創出事業を活用した時限事業であることから、施設の維持を目標とする	産業振興課						
c 地産地消	14 中心市街地における直売所の整備及び活用	(2)特産品の周知宣伝等	たかまつ食と農のフェスタ2015の開催にあたり、連携市町からの出展ブースを設け、特産品の知名度向上を図った。	たかまつ食と農のフェスタにおける連携市町の出展者数	7	7	7	全ての連携市町が出展に参加することにより、宣伝効果を上げるため。	5	達成度 25 向上余地 18 活動量 13 効率的取組 25	A	D	D	C	A	C	D	D	【さぬき市】D:現在、イベントを通じた特産品の周知に対する取り組みができておらず、さぬき市独自の特産品の掘り起こしが必要であるため。 【東かがわ市】D:実績なし。 【土庄町】C:町内外のイベントにおいて特産品の周知宣伝活動を行っているが、さらなるPR活動を行っていく必要がある。 【小豆島町】A:周知宣伝活動について、十分に行われているため。 【三木町】C:今後は町内外イベントなどの機会を活用し、特産品の周知活動を積極的に進める必要がある。 【直島町】D:具体的な取り組みに至っていない。 【綾川町】D:具体的な取り組みに至っていない。	継続	引き続き、連携市町に出展を働きかけ、より多くの出展を目指す。	産業振興課 農林水産課					

政策分野	施策	施策に係る取組（事業）	平成26年度 取組実績	指標	活動目標値			H27年度活動目標値設定の理由	実績値 (H26年度)	26評価（中心市）		26評価（連携市町）						方向性	方向性の理由	平成27年度 取組予定 ※施設整備の場合は完成年度までの予定を記載	関係所属	
					(H25年度)	(H26年度)	(H27年度)			さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町	＜参考＞ 連携市町評価の理由					
地域内外の住民との交流・移住	15 自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	26年度においては、自然体験等を盛り込んだイベントの周知啓発は行えなかった。	周知啓発イベント数	7	7	7	ビジョンに掲載されているイベント等の例により、2市5町合わせて7件とした。	0	達成度 5 向上余地 10 活動量 0 効率的取組 0	E	B	D	C	C	A	B	C	改善継続	27年度のビジョン終了までに、圏域の市町と連携を行って、周知啓発に取り組んでいく必要がある。	自然体験等を盛り込んだイベントの周知啓発を行う。	政策課
文化芸術	16 文化的資産の活用	文化的資産の活用	・文学館交流PR誌を継続的に3館に設置し来館者に配布するとともに、コミュニティセンター、観光案内所や圏域内の教育・文化施設、全国の文学館等に随時配布し、3館の知名度向上を図り、圏域の連携・交流が深まるよう相互PRに努めた。 ・小豆島尾崎放哉記念館や壺井栄文学館を始めとする土庄町、小豆島町と高松市の文化的資産との連携を図り、継続的に文化的交流が深まるよう努めた。	交流PRパンフレット配布数	4,500	4,500	4,500	一定の成果があがっているが、更なる取組による成果向上の余地があるため、4,500という活動目標とした。	4,319	達成度 25 向上余地 18 活動量 13 効率的取組 25	B	B	B	C	A				継続	連携町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っていく。	・文学館交流PR誌を継続的に3館に設置し来館者に配布するとともに、コミュニティセンター、観光案内所や圏域内の教育・文化施設、全国の文学館等に随時配布し、3館の知名度向上を図り、圏域の連携・交流が深まるよう相互PRに努める。 ・小豆島尾崎放哉記念館や壺井栄文学館を始めとする土庄町、小豆島町と高松市の文化的資産との連携を図り、継続的に文化的交流が深まるよう努める。	観光交流課 文化財課
	17 文化芸術鑑賞機会等の提供	文化芸術鑑賞機会等の提供 ※「文化芸術事業の出前公演」及び「美術館学習」を含む	【文化芸術振興課】 サンポートホール高松の指定管理者である公益財団法人高松市文化芸術財団および高松市教育委員会と連携して、サンポートホール高松において、劇団四季こころの劇場『ふたりのロッテ』の小学生招待公演を実施した。 ・実施日：平成27年2月16～18日 関2回公演（16日のみ1回公演） ・場所：サンポートホール高松 大ホール ・内容：劇団四季ミュージカル『ふたりのロッテ』公演 ・参加者：市内及び連携1市5町（高松市・さぬき市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・綾川町）の小学6年生及び引率教員等 5,323人 【学校教育課】 劇団四季こころの劇場『ふたりのロッテ』高松公演の参加校引率教員を対象に、12月18日にサンポートホール高松において打合せ会を行った。	参加者数	5,200	5,200	5,200	毎年、劇団四季が社会貢献事業として行っている「こころの劇場」を共催しており、本市及び連携市町の小学生に対する無料公演を継続して行っている。	5,323	達成度 25 向上余地 18 活動量 13 効率的取組 25	A								継続	連携市町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っていく。	【文化芸術振興課】 前年度に引き続き、公益財団法人高松市文化芸術財団及び高松市教育委員会と連携して、劇団四季の公演を実施する予定。 公演予定日：平成28年2月（3日間） 参加対象者：高松市、さぬき市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町の小学6年生及び引率教員等 【学校教育課】 劇団四季こころの劇場『人間になりたがった猫』高松公演の参加校引率教員を対象に、12月中旬にサンポートホール高松において打合せ会を行う予定。	文化芸術振興課 美術館美術課 学校教育課
			【美術館美術課】 美術館学習 1校 25人参加 平成26年10月25日 小豆島町立星城小学校	参加者数	39	25	0	改修工事のため高松市美術館は平成28年3月まで休館中であるが、この間、市内2ヶ所にて、コレクション展を開催。但し、会期も例年より短いこともあり、市外からの参加は難しいと考える。	25	達成度 25 向上余地 18 活動量 13 効率的取組 25	A										拡充	今年度は、平成28年3月まで休館予定であるが、取組を行っていない連携市町とも引き続き協議を続け、平成28年度以降の美術館学習等教育普及事業について、広報の拡充を図っていく。
18 瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	来場者数	1,330	-	-	-	-	-	達成度 向上余地 活動量 効率的取組	B			B	A			C	継続	平成27年度3月開催の芸術祭に向けて実行委員会、連携市町とともに芸術祭が効果的に実施できるよう準備事業の取組を推進する。また芸術祭の会期と会期の間の作品公開について、各市町と連携し、統一された公開を行うよう協議する。	【土庄町】B:継続的なアートを活用した観光誘致として実施。観光客はもとより、地元住民の来場も見られ、第3回瀬戸内国際芸術祭に向けたPRに繋がったと考える。 【小豆島町】A:多数の観光客が訪れ、瀬戸内国際芸術祭の谷間でも圏域のPR効果が得られたため。 【直島町】C:圏域内での相互連携についてはできていない。	文化芸術振興課	
19 図書館サービスの提供	移動図書館の開設	移動図書館の開設	移動図書館車で直島町内2か所のステーションを毎月1回巡回し、図書館サービスを提供した。 【貸出状況等】（2ステーション合計） ・新規登録者数 15人 ・貸出人数 565人（平均47人/月） ・貸出実績5,110冊（平均426冊/月）	貸出利用者数	610	620	620	実績数値より目標値を設定	565人（平均47人/月）	達成度 25 向上余地 18 活動量 13 効率的取組 25	A							A	継続	一定の成果は達成しており、広報活動の充実等に取り組み、引き続き、サービスを提供していく。	移動図書館車で月1回、直島町内のステーションを巡回し、図書館サービスを提供する。 ・広報活動…直島町広報誌にて、移動図書館の巡回日程等を町民に周知。	中央図書館

政策分野	施策	施策に係る取組(事業)	平成26年度 取組実績	指標	活動目標値			H27年度活動目標値設定の理由	実績値(H26年度)	26評価(中心市)	26評価(連携市町)						方向性	方向性の理由	平成27年度 取組予定 ※施設整備の場合は完成年度までの予定を記載	関係所属		
					(H25年度)	(H26年度)	(H27年度)				さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町					綾川町	
fその他	20 圏域情報の発信及び共有化	圏域情報の発信及び共有化	ホームページによる圏域市町のイベント情報の発信について、直島町を除く、2市4町とホームページ(イベント情報ページ)をリンクを行った。	イベント情報ページリンク数	0	6	7	圏域市町数による。	6	達成度 13 向上余地 18 活動量 20 効率的取組 18	C	C	C	C	A	C	D	D	【さぬき市】C:一定の成果があがっているが、課題もあり、さらなる改善が必要であるため。 【東かがわ市】C:新制度に向け、より一層の広報活動が必要である。 【土庄町】C:さらなる広報活動をしていく必要がある。 【小豆島町】A:各種情報発信を行えたため。 【三木町】C:今後においても、広報誌やイベント等を活用し、より積極的な情報発信をしていく必要がある。 【直島町】D:イベント情報のリンクができていないため、D評価とした。 【綾川町】D:具体的な取組に至っていない。	本市と圏域市町のホームページ(イベント情報ページ)のリンクを行うこと、ホームページによる圏域市町のイベント情報を、発信していく。	本市と直島町のホームページ(イベント情報ページ)のリンクを行う。	広聴広報課
	21 高松市屋島陸上競技場の活用	高松市屋島陸上競技場の活用	建築工事(解体工事を除く)	整備進捗率	50	70	85	H28の完成を目指しているため。	50	達成度 向上余地 活動量 効率的取組	-	-	-	-	-	-	-	-	【さぬき市】-:高松屋島陸上競技場の再整備が完了していないため。 【東かがわ市】-:実績なし。 【土庄町】-:屋島陸上競技場が再整備されておらず、評価しがたい。 【小豆島町】-:活用が難しいため。 【三木町】-:高松市における整備計画が進行中であり現在閉鎖中であるが、今後は県内外の人が利用しやすい形を検討すべきである。 【直島町】-:建設中であり、活用が出来ない。活用方法については、今後、協議が必要。 【綾川町】-:陸上競技場の再整備が完了しておらず、評価が難しい。	再整備にあたっての前提条件や状況が著しく変化してきたことから、事業費の縮減も図りながら整備内容を精査し、適切に対応していく。	・建築工事 ・イベント内容について、高松市スポーツ施設オープニング事業検討プロジェクトチーム(創造都市推進局内関係課で組織)並びに県・市陸連等関係団体と協議する中で、決定する。	スポーツ振興課
		(1)環境学習の推進	環境学習の参加応募条件を「瀬戸・高松定住自立圏内に在住、又は通勤・通学する方」として参加者を募った。	環境学習プログラムの開催情報の周知件数	15	20	20	環境問題を広域的にとらえることにより、圏域住民の環境意識の向上に寄与するとともに、環境を仲立ちとした圏域の結びつきの強化や環境活動団体との交流へと活動が波及し、圏域全体の活性化を目指すものです。	22	達成度 20 向上余地 18 活動量 20 効率的取組 18	B	D	D	C	D	B	B	D	【さぬき市】D:取組実績がないため、まずは連携市町との情報交換の場を設ける必要があるため。 【東かがわ市】D:実績なし。 【土庄町】C:周知等を行っているが、圏域住民の交流推進までには至っていないため。 【小豆島町】D:実績がないため、評価が難しい。 【三木町】B:高松市との連携行事時に行い一定の成果もあるが、開催回数等の見直しも必要。 【直島町】B:成果実例あり。事業計画として改善余地あり。 【綾川町】D:広域の共通の課題が明確になっておらず、具体的な取り組みに至っていない。	連携市町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っている。	環境保全推進課のホームページで環境学習や環境活動団体に係る情報提供を行い、圏域市町における環境学習の推進につなげる。	環境保全推進課
	22 環境への配慮	(2)環境負荷の少ない自動車の普及促進	公用車に電気自動車2台を率先導入し、走行実績に伴う温室効果ガス削減量等の情報をホームページで発信した。	情報発信件数(ホームページ更新回数、環境展等)	14	14	14	ホームページ更新 1 環境展等 2	20	達成度 向上余地 活動量 効率的取組	B	D	D	C	A	D	C	D	【さぬき市】D:取組実績がないため、まずは連携市町との情報交換の場を設ける必要があるため。 【東かがわ市】D:実績なし。 【土庄町】C:昨年同様、環境負荷の少ない自動車が少しずつ増えてきており、環境負荷軽減につながっているが、もっとCO2排出量抑制に関する意識を高め、環境負荷軽減につなげていく必要がある。 【小豆島町】A:環境負荷の少ない自動車の普及促進に向けての周知・啓発に効果があったため。 【三木町】D:次世代自動車の充電器設置について検討しているが、設置場所や費用等の問題解決が必要。 【直島町】C:環境負荷の少ない自動車の周知に一定の効果があったため。 【綾川町】D:平成23年度に電気自動車を購入したが、普及促進に十分活用できていない。	地球温暖化防止は重要な課題であり、特に市域でも温室効果ガス排出割合が高い運輸部門でのCO2排出量の抑制は広域的に取組む必要がある。	電気自動車を公用車として新たに2台購入し、車体ラッピングをして市内を走らせ、走行実績をHPで発信するとともに、市が設置した市内3ヶ所にある道の駅の急速充電器の情報を発信するなど、電気自動車の普及を図る。	環境総務課地球温暖化対策室
	(3)使用済小型電子機器等リサイクル事業	平成26年11月に、コミュニティーセンターや家電量販店等で回収箇所を5か所増設し、市内20か所で、21品目の使用済小型家電のボックス回収を実施した。	収集量(kg)	-	1,260	1,258	人口1万人当たりの回収目標量	1,239	達成度 20 向上余地 18 活動量 20 効率的取組 18	B	C	B	C	A	B	A	B	【さぬき市】C:定住自立圏で連携を図りながら、回収する対象品目を増やすなど、余地はあるため。 【東かがわ市】B:使用済小型電子機器等の回収を始めたが、回収量が伸びていない。 【土庄町】C:少しずつボックスを利用している方も増えてきているが、まだまだ回収率が低い状態である。 【小豆島町】A:小型電子機器等のリサイクルに対して効果があったため。 【三木町】B:回収量は増えてつづるので、認知率は向上していると思われる。しかし、対象品目以外が多数回収されており、再周知が必要である。 【直島町】A:回収体制も確保されており、十分な取組が行えている。 【綾川町】B:小型家電回収ボックスの設置により、一定量の回収ができていく。	連携市町とも一定の成果が達成されているため、今後とも引き続き取組を行っている。	・引き続き、市内20か所で、ボックス回収を行う。また、新規にピックアップ回収やイベント回収を実施する。 ・「使用済小型家電リサイクル推進担当課長会」を開催し、事業結果の検証と今後の事業展開を検討する。	環境業務課	
23 地域密着型トップスチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスチームの試合観戦機会等の提供	実施回数・観客数 ・ファイアーズ:12回(1,191人) ・オリーブガイズ:1回(10人) 合計:13回・1,201人	児童・生徒等観戦機会の提供による観客数	1,500	2,000	1,000	これまでの当該指標に係る実績(23年度は2,400人余り、24年度は1,300人弱、25年度は1,069人、26年度は1,201人)に基づき、実現可能と考えられる目標値を設定した。	1,152	達成度 5 向上余地 18 活動量 5 効率的取組 10	E	D	B	D	A	D	C	C	【さぬき市】D:香川県地域密着型スポーツ活用協議会交流事業にて同様の取組を行っているため。 【東かがわ市】B:トップススポーツチームの試合観戦ができた。 【土庄町】D:離島であるため活用がなかなか難しい。 【小豆島町】A:児童・生徒等に地域密着型トップススポーツチームとの交流機会の提供を行えたため。 【三木町】D:関係機関からの要請がなかったため取組はしていない。 【直島町】C:野球観戦については、野球少年団・中学校野球部から26名の応募があった。サッカー・バスケットボール・アイスホッケー観戦については、募集しても参加者が集まらなかったため、今後実施方法と募集方法について検討していく必要がある。 【綾川町】C:トップススリートの試合観戦は、一定の成果があがっているが、対象者が特定される課題(女子の参加が少ない)もあり、スポーツ教室など付加価値をつけるなど更なる改善が必要である。	取組みを維持・拡充するに当たり、関係市町との連携が不十分であり、成果が向上していないことから、さらに各市町担当者との連携等を密にする中で、目標達成を図る。	・招待する試合や実施方法を香川プロスポーツクラブ連絡協議会と協議した後、関係市町と打合せを行う。 ・招待する試合は、市町が希望する日を設定する。	スポーツ振興課	

「瀬戸・高松広域定住自立圏」取組進捗状況調査票（平成26年度）

【圏域マネジメント能力の強化】

政策分野	施策	施策に係る取組（事業）	平成26年度 取組実績	指標	活動目標値			H27年度活動目標値設定の理由	実績値 (H26年度)	26評価（中心市）		26評価（連携市町）						＜参考＞ 連携市町評価の理由	方向性	方向性の理由	平成27年度 取組予定 ※施設整備の場合は完成年度までの予定を記載	関係所属	
					(H25年度)	(H26年度)	(H27年度)			さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町							
a	圏域内市町の職員等の交流	24 職員の交流・人材育成等 合同研修等の実施	業務改善能力や実践的政策形成能力を高めるための研修を始め、行政環境の変化に対応できる幅広い視野を養うための教養講演会を合同で実施し、圏域内市町職員の能力・資質の向上を図った。 【参加人数】 ・業務改善能力向上研修（高松市20人、連携市町4人） ・政策形成能力向上研修（高松市23人、連携市町4人） ・OJT研修（高松市25人、連携市町5人） ・政策評価能力向上研修（高松市20人、連携市町3人） ・教養講演会（高松市99人、連携市町12人）	各研修会への圏域内市町参加職員数	各市町から1名以上	各市町から1名以上	各市町から2名以上	H26年度に各市町から1名以上の参加があったことから、職員の更なる能力・資質の向上を図るため、2名以上とした。	さぬき市：4 東かがわ市：4 土庄町：4 小豆島町：5 三木町：7 直島町：3 綾川町：1	・達成度 ・向上余地 ・活動量 ・効率的取組	A	B	B	B	A	A	A	C	【さぬき市】B:圏域内での合同研修を実施したことにより、人材育成及び圏域内自治体間での職員の交流という面において、一定の成果があったが、計画していた研修の全てに参加できていないことから、今後は研修参加をより一層呼びかける必要がある。 【東かがわ市】B:職員の能力や意識の向上、交流のきっかけとなった。 【土庄町】B:成果に示されている各市町職員の資質向上の強化について、体制も確保されており、十分な取組が行えている。今後は取組の圏域マネジメント能力の強化を図る必要がある。 【小豆島町】A:研修へ参加し、能力及び資質の向上を図れたため。 【三木町】A:他市町職員との交流を深め、行政職員としての意識向上や専門的知識を習得した。 【直島町】A:具体的な内容にふれることができ、参考になったため。 【綾川町】C:集合研修以外に、班内で協議しなければならぬことも多く、負担が大きい。また、仕方ないことではあるが、政策内容が高松市に即したものであるため、モチベーションがあがらないとの指摘もあった。	継続	H26年度に各市町から1名以上の参加があったものの、まだ定着しておらず引き続き、職員の能力・資質の向上を図るため	業務改善能力や実践的政策形成能力を高めるための研修を始め、行政環境の変化に対応できる幅広い視野を養うための教養講演会を合同で実施し、圏域内市町職員の能力・資質の向上を図る。	人事課
b その他	25 大学等との連携	取組事項の研究交流	定住促進を課題に、地（知）拠点事業で取り組んだ。	取組事項等に関する研究交流の件数	2	2	2	定住の調査研究に取り組むことは必要であるが、多くの研究交流は難しいことから、実績をふまえた数値設定とした。	1	・達成度 13 ・向上余地 18 ・活動量 13 ・効率的取組 18	C	D	A	D	C	C	D	D	【さぬき市】D:連携市町及び圏域内の大学等との情報交換の場がないため、取組に当たっての課題や方向性を協議する体制づくりが必要であるため。 【東かがわ市】A:圏域の自治体に共通する課題を研究したことは、今後の圏域全体の課題解決のヒントとなる。 【土庄町】D:取組事項等の研究交流に具体的に組み込めていない状況にあるため。 【小豆島町】C:今後研究交流の可能性はあるため。 【三木町】C:取組に関して今後も大学等との連携や交流を模索していく必要がある。 【直島町】D:具体的に何も実施していない。 【綾川町】D:どのような成果があがっているのか不明	継続	圏域内への大学への連携調査が可能な共同研究について選定し、継続していく。	調査研究について、大学等と具体的な実施内容を調整の上、共同研究として実施する予定である。	政策課
	26 市民活動団体等との協働	協働企画提案募集事業	連携市町からの応募はなかった。全体の採択件数：7件	採択件数	10	10	10	予算額のとおり	7	・達成度 20 ・向上余地 25 ・活動量 13 ・効率的取組 25	A	D	D	D	C	C	D	D	【さぬき市】D:取組実績がないため、まずは連携市町との情報交換の場を設ける必要があるため。 【東かがわ市】D:実績なし。 【土庄町】D:連携市町としての役割を具体的に果たせていない状況にあるため。 【小豆島町】C:今後協力する可能性があるため。 【三木町】C:取組に関して今後も市民活動団体等との連携や交流を模索していく必要がある。 【直島町】D:協働企画の提案事業について、周知が不十分であり、取組実績がなかった。 【綾川町】D:現状として、高松市の協働企画提案事業のチラシを置くだけとなっており、市民活動団体の育成までに至っていない。	継続	引き続き、連携市町と連携する。	引き続き年2回募集予定	地域政策課市民協働推進室

「瀬戸・高松広域定住自立圏」取組進捗状況概要(平成26年度)

視 点	政策分野	施策	施策に係る取組(事業)	高松市	さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町	方向性	
生活機能の強化	a医療	1 医療を安定的に提供できる体制の確保	(1)遠隔医療ネットワークを使った連携	C	B		C	D	C	D	C	拡充	
			(2)医療機関の整備推進等	B			D	D	A	E	-	継続	
			(3)医療職員の交流等	C	E		D	D	A	E	-	継続	
		2 救急医療体制の確保	(1)救急医療体制の整備	A					B	A	C	継続	
	(2)救急艇の活用		A			B	A		D		継続		
	b福祉	3 子育て支援及び高齢者保護の充実	(1)ファミリー・サポート・センター事業	B	B				C		B	継続	
			(2)高齢者セーフティネットワーク事業	A	B				C		D	継続	
			(3)地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)広域利用事業	A							D	継続	
			(4)自立支援協議会運営事業	C					A	A		継続	
	4 広域的な審査会の実施	(1)介護認定審査会業務の連携	A					A	A	A	継続		
		(2)障害程度区分等審査会業務の連携	A					A	A	A	継続		
	c教育	5 中学校総合体育大会等の連携	中学校総合体育大会等の連携	A					B	A		継続	
	d産業振興	6 観光の振興	(1)観光プロモーション事業	B	B	D	B	A	D	C	C	D	継続
			(2)新たな観光プランの企画、販売等	A	D		C	D	D	C	C	D	継続
			(3)国内外観光客向け情報発信事業	B	B	B	C	D	C	C	D	C	継続
			(4)イベント交流の促進	C	B	C	C	A	D	C	C	D	継続
	7 中心市街地におけるにぎわいの創出	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	A	D	D	D	D	D	D	D	D	継続	
	eその他	8 消防・防災体制の強化	(1)災害時の応援体制等	A	D	D	B	A	C	A	A	B	継続
			(2)香川県消防相互応援協定	A	D	D	B	A	C	C	C	A	継続
			(3)高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	A						C		A	継続
(4)消防業務の事務委託			A						A		A	継続	
9 一般廃棄物処理体制の確保		(1)一般廃棄物の処理業務	A								A	継続	
		(2)尿処理業務	A						A		A	継続	
10 不法投棄の防止	(3)尿貯留槽管理業務	A								A	継続		
	(4)一般廃棄物の埋立処分業務	A								A	継続		
10 不法投棄の防止	不法投棄対策事業の推進	C	C	B	B	A	B	B	B	B	継続		
	a地域公共交通	11 公共交通機関利用促進	公共交通機関の利用促進	C	B	B			B		B	継続	
結びつきやネットワークの強化	12 海上交通の確保・充実	海上交通の確保・充実	C			B	A			C		継続	
		bCTインフラ整備	13 フロートバンド利用環境の向上等	フロートバンド利用環境の向上等	A	A	A	A	A	B	B	A	縮小
	c地産地消	14 中心市街地における直売所の整備及び活用	(1)中心市街地における直売所の整備及び活用	A	D	D	D	D	C	C	D	D	継続
			(2)特産品の周知宣伝等	A	D	D	C	A	C	D	D	D	継続
	d地域内外の住民との交流・移住促進	15 自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	E	B	D	C	C	A	B	B	C	改善継続
			16 文化的資産の活用	文化的資産の活用	B	B	B	B	A				継続
	e文化芸術	17 文化芸術鑑賞機会等の提供	文化芸術鑑賞機会等の提供	A	B	D	A	A	A	B	A	A	継続
			※「文化芸術事業の出版公演」及び「美術館学習」を含む	B			B	A			C		-
	fその他	18 瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	B									-
			19 図書館サービスの提供	移動図書館の開設	A							A	
20 圏域情報の発信及び共有化		圏域情報の発信及び共有化	C	C	C	C	A	C	C	D	D	継続	
		21 高松市屋島陸上競技場の活用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	改善継続
22 環境への配慮		(1)環境学習の推進	B	D	D	C	D	B	B	B	D	D	継続
	(2)環境負荷の少ない自動車の普及促進	B	D	D	C	A	D	C	C	D	D	継続	
	(3)使用済小型電子機器等リサイクル事業	B	C	B	C	C	B	A	B	B	継続		
23 地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	E	D	B	D	A	D	C	C	C	改善継続		
a圏域内市町の職員等の交流	24 職員の交流・人材育成等	合同研修等の実施	A	B	B	B	A	A	A	C	継続		
bその他	25 大学等との連携	取組事項の研究交流	C	D	A	D	C	C	D	D	D	継続	
		26 市民活動団体等との協働	協働企画提案募集事業	A	D	D	D	C	C	D	D	D	継続

高松市の評価	(A) 24	(B) 8	(C) 10	(D) 0	(E) 2	(-) 2
--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------

「瀬戸・高松広域定住自立圏」取組進捗状況年度比較(平成26年度)

視点	政策分野	施策	施策に係る取組(事業)	年度	高松市	さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町	方向性			
生活機能の強化	a医療	1 医療を安定的に提供できる体制の確保	(1)遠隔医療ネットワークを使った連携	H26	C	B		C	D	C	D	C	拡充	市民病院事務局医事課		
				H25	C	B		C	D	C	D	C	継続			
			(2)医療機関の整備推進等	H26	B			D	D	A	E	-	継続	保健所保健対策課地域医療対策室		
				H25	B			D	D	A	E	D	継続			
				H26	C			D	D	A	E	-	継続	新病院整備課		
				H25	D			D	D	A	E	D	継続			
		(3)医療職員の交流等	H26	C	E		D	D		E	D	継続	市民病院事務局総務課			
			H25	C	E		D	D		E	D	継続				
		2 救急医療体制の確保	(1)救急医療体制の整備	H26	A					B	A	C	継続	保健所保健対策課地域医療対策室		
				H25	A					C	A	C	継続			
	(2)救急艇の活用		H26	A			B	A		D		継続	消防局総務課			
			H25	A			B	A		D		継続				
	b福祉	3 子育て支援及び高齢者保護の充実	(1)ファミリー・サポート・センター事業	H26	B	B				C		B	継続	子育て支援課		
				H25	B	B				C		C	継続			
			(2)高齢者セーフティネットワーク事業	H26	A	B					C		D	継続	長寿福祉課	
				H25	A	B					C		D	継続		
			(3)地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護)広域利用事業	H26	A							D		継続	介護保険課	
				H25	A							D		継続		
		(4)自立支援協議会運営事業	H26	C						A	A		継続	障がい福祉課		
			H25	C						B	A		継続			
4 広域的な審査会の実施		(1)介護認定審査会業務の連携	H26	A					A	A	A	A	継続	介護保険課		
			H25	A					A	A	A	A	継続			
	(2)障害程度区分等審査会業務の連携	H26	A						A	A	A	A	継続	障がい福祉課		
		H25	A						A	A	A	A	継続			
c教育	5 中学校総合体育大会等の連携	中学校総合体育大会等の連携	H26	A					B	A		継続	保健体育課			
			H25	A					B	B		継続				
d産業振興	6 観光の振興	(1)観光プロモーション事業	H26	B	B	D	B	A	D	C	D	継続	観光交流課			
			H25	A	B	D	C	A	D	B	D	継続				
		(2)新たな観光プランの企画、販売等	H26	A	D		C	D	D	C	D	継続				
			H25	B	D		D	D	D	D	D	継続				
		(3)国内外観光客向け情報発信事業	H26	B	B	B	C	D	C	D	C	継続				
			H25	C	B	B	C	D	C	D	C	継続				
		(4)イベント交流の促進	H26	C	B	C	C	A	D	C	D	継続				
			H25	C	C	C	D	A	D	C	D	継続				
	7 中心市街地におけるにぎわいの創出	高松市中心市街地活性化基本計画に基づく取組	H26	A	D	D	D	D	D	D	D	継続	産業振興課まちづくり企画課			
			H25	A	D	D	D	D	D	C	D	継続				
eその他	8 消防・防災体制の強化	(1)災害時の応援体制等	H26	A	D	D	B	A	C	A	B	継続	危機管理課			
			H25	A	D	D	B	A	C	A	B	継続				
		(2)香川県消防相互応援協定	H26	A	D	D	B	A	C	C	A	継続	消防局総務課			
			H25	A	D	D	B	A	C	C	A	継続				
		(3)高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	H26	A						C		A		継続		
			H25	A						C		A		継続		
	(4)消防業務の事務委託	H26	A						A		A	継続				
		H25	A						A		A	継続				
	9 一般廃棄物処理体制の確保	(1)一般廃棄物の処理業務	H26	A								A	継続	西部クリーンセンター		
			H25	A								A	継続			
		(2)し尿処理業務	H26	A						A		A	継続	衛生処理センター		
			H25	A						A		A	継続			
(3)し尿貯留槽管理業務	H26	A								A	継続	西部クリーンセンター				
	H25	A								A	継続					
(4)一般廃棄物の埋立処分業務	H26	A								A	継続					
	H25	A								A	継続					
10 不法投棄の防止	不法投棄対策事業の推進	H26	C	C	B	B	A	B	B	B	継続	環境指導課適正処理対策室				
		H25	C	C	B	B	A	B	B	B	継続					
結びつきやネットワークの強化	a地域公共交通	11 公共交通機関利用促進	公共交通機関の利用促進	H26	C	B	B			B		B	継続	交通政策課		
				H25	C	B	B			B		B	継続			
	12 海上交通の確保・充実	海上交通の確保・充実	H26	C			B	A		C		継続	交通政策課			
			H25	C			B	A		C		継続				
	bCTインフラ整備	13 ブロードバンド利用環境の向上等	ブロードバンド利用環境の向上等	H26	A	A	A	A	A	B	B	A	縮小	情報政策課		
				H25	A	A	A	A	A	B	A	A	継続			
	c地産地消	14 中心市街地における直売所の整備及び活用	(1)中心市街地における直売所の整備及び活用	H26	A	D	D	D	D	C	D	D	継続	産業振興課		
				H25	A	D	D	D	D	C	D	D	継続			
			(2)特産品の周知宣伝等	H26	A	D	D	C	A	C	D	D	継続	産業振興課 農林水産課		
				H25	A	D	D	C	A	C	D	D	継続			
	d地域内外の住民との交流・移住促進	15 自然体験等を通じた住民の交流の促進	自然体験等を通じた住民の交流の促進	H26	E	B	D	C	C	A	B	C	改善継続	政策課		
				H25	E	C	D	C	C	C	B	D	継続			
				16 文化的資産の活用	H26	B	B	B	C	A					継続	観光交流課 文化財課
					H25	B	C	B	C	A					継続	
	17 文化芸術鑑賞機会等の提供	文化芸術鑑賞機会等の提供 ※「文化芸術事業の出前公演」及び「美術館学習」を含む	H26	A	B	D	A	A	A	B	A	継続	文化芸術振興課 美術館美術課 学校教育課			
			H25	A	B	D	A	A	A	C	A	継続				
	18 瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	瀬戸内国際芸術祭関連事業の実施	H26	B			B	A		C		継続	文化芸術振興課			
			H25	B			B	A		C		継続				
fその他	19 図書館サービスの提供	移動図書館の開設	H26	A							A	継続	中央図書館			
			H25	A								A		継続		
	20 圏域情報の発信及び共有化	圏域情報の発信及び共有化	H26	C	C	C	C	A	C	D	D	継続	広聴広報課			
			H25	C	C	C	C	A	C	C	D	継続				
	21 高松市屋島陸上競技場の活用	高松市屋島陸上競技場の活用	H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	改善継続	スポーツ振興課		
			H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		継続	
22 環境への配慮	(1)環境学習の推進		H26	B	D	D	C	D	B	B	D	継続	環境保全推進課			
			H25	B	D	D	D	D	B	B	D	継続				
	(2)環境負荷の少ない自動車の普及促進		H26	B	D	D	C	A	D	C	D	継続	環境総務課地球温暖化対策室			
			H25	B	D	D	C	A	D	D	D	継続				
	(3)使用済小型電子機器等リサイクル事業		H26	B	C	B	C	C	C	B	A	B	継続	環境業務課		
			H25	B	C	B	C	A	C	B	B	継続				
23 地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供	H26	E	D	B	D	A	D	C	C	改善継続	スポーツ振興課				
		H25	C	D	C	D	D	C	C	C	継続					
圏域カネ強化メント	a圏域内市町の職員等の交流	24 職員の交流・人材育成等	合同研修等の実施	H26	A	B	B	B	A	A	A	C	継続	人事課		
				H25	A	B	B	B	A	A	D	C	継続			
	bその他	25 大学等との連携	取組事項の研究交流	H26	C	D	A	D	C	C	D	D	継続	政策課		
				H25	E	D	A	D	C	C	D	D	継続			
		26 市民活動団体等との協働	協働企画提案募集事業	H26	A	D	D	D	C	C	D	D	継続	地域政策課市民協働推進室		
				H25	A	D	D	D	C	C	D	D	継続			

向上	4	3	1	4	1	4	5	2	計	24
低下	2	0	0	0	1	1	4	0	計	8

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

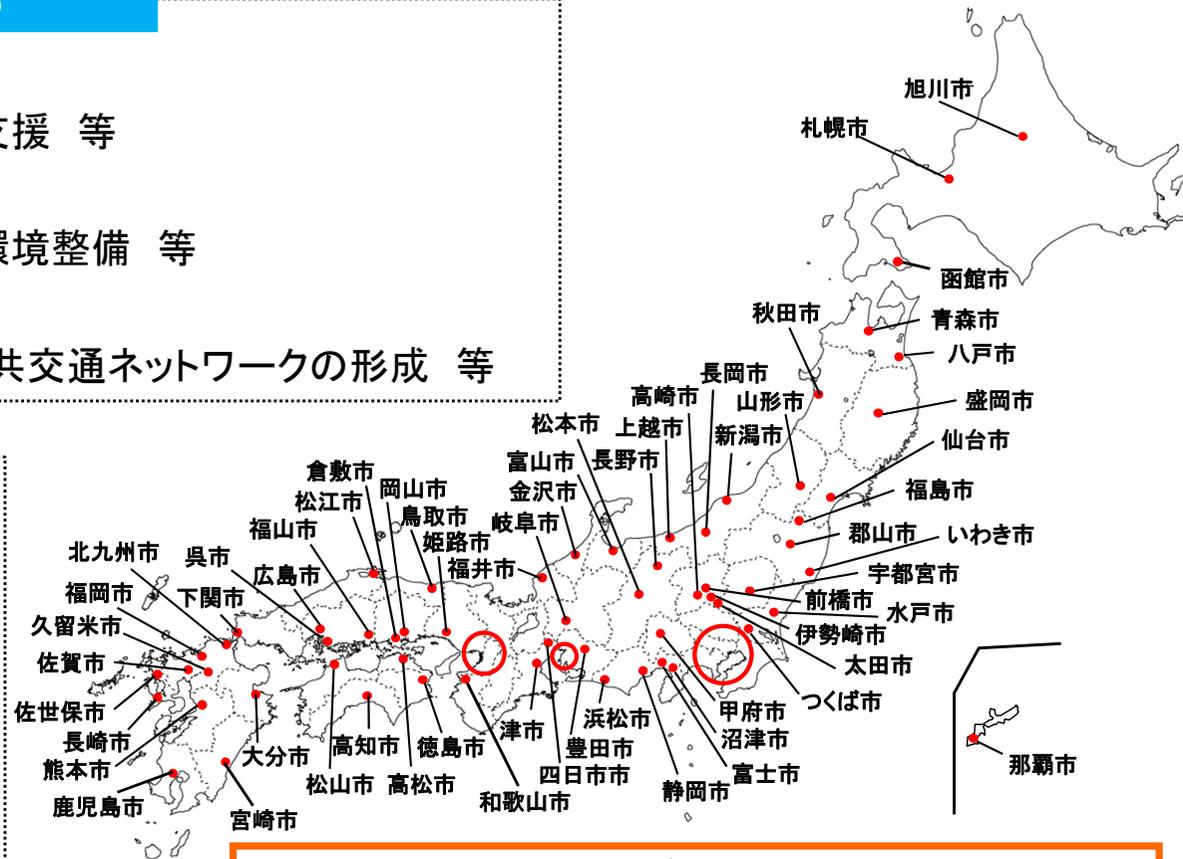
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度は、連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業(9事業)を実施中
- 平成27年度も、国費により支援(H27当初予算案2.0億円)
- 同事業を検証し、平成27年度から本格的に地方交付税措置を講じて全国展開を図る

連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定



○具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定
なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)※は対象とする

- ※①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、
- ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市(●)を中心とする圏域
⇒現時点で、全国で61都市圏が該当

○ は、三大都市圏

連携協約について

連携協約とは

- ・「地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約」（地方自治法第252条の2）
- ・平成26年の地方自治法改正により導入

ポイント①

政策面での役割分担等についても自由に盛り込むことが可能

- ・従来の広域連携は、主に事務を共同で処理するための枠組み（例：ごみ処理等を一部事務組合により、公平委員会の事務や住民票の写しの交付等を事務の委託により実施する等）。
- 連携協約においては、政策面での基本的な方針や役割分担を定めることが可能（例：圏域全体のまちづくりの方向性。医療サービスの提供に当たっての基本的な方針と役割分担。地域包括ケアシステムの構築に当たっての基本的な方針と役割分担。）。
- 政策の共有を実現することができる。

ポイント②

バイ(1対1)で連携協約を締結

- ・複数の自治体が広域連携を行うにあたり、合同して協約を結ぶのではなく、それぞれバイ(1対1)で連携協約を締結（合同行為でなく双務契約）。
- バイの連携協約が積み重なることによって、圏域そのものや圏域の政策が顕在化。レイヤー（重層的）構造。
- 複数の事業を行うにあたり、事業ごとに異なる自治体の組み合わせとすることが可能。

連携中枢都市圏構想推進要綱

平成26年8月25日（総行市第200号）制定

平成27年1月28日（総行市第4号）一部改正

第1 趣旨

(1) 今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、過去に類を見ない勢いで急激に減少し、平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計）によれば、平成38年には1億2000万を下回り、平成60年には1億を下回ると推計されている。また、高齢化率も現在の約20%から、平成36年には30%を超え、平成60年には約40%へと大幅に上昇すると見込まれている。

現在、1,741の市区町村のうち、人口5万以下の市区町村が全体の7割を占めており、残りの3割に人口の8割が集中している。今後、日本全体で人口減少が加速するとともに社会移動により都市に人口が集中し、都市において急速に高齢化が進行するならば、都市では人々を支えるコミュニティ機能の低下や大規模災害時における生活機能や経済機能の維持が困難になることなどの都市問題が深刻化することが懸念される。一方、地方では人々が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われるとともに地方公共団体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念される。加えて、人口減少に伴い、21世紀半ばの2050年（平成62年）までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化すると予測されており、人口減少は我が国の国土政策においても重大な影響を及ぼす。

(2) 連携中枢都市圏構想の目的

このような人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することが連携中枢都市圏構想の目的である。このような問題意識は、第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」でも触れられているところである。

また、連携中枢都市圏構想は、我が国全体の人口が引き潮の時を迎える中で地域において一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、

三大都市圏の区域内であっても指定都市や特別区から時間距離が相当離れていて自立した圏域を形成している地域も対象として推進するものとする。

なお、この連携中枢都市圏構想は、地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではない。

(3) 地方自治法上の連携協約の活用

連携中枢都市圏は、連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、連携協約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項）を締結することにより、形成される圏域である。

地方自治法に規定された連携協約を活用する意義は、圏域としての政策を継続的・安定的に推進することにある。

すなわち、連携協約を締結することとは、従来の共同処理に基づく事務分担だけでなく地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議して地方自治法に裏付けのある政策合意を行うことであり、その合意に基づき各地方公共団体は政策を実行する義務を負うことになる。さらに、当該義務を履行する際など連携協約を締結した地方公共団体間で紛争が生じた場合には、申請によって都道府県知事や総務大臣が任命する自治紛争処理委員が間に入り、処理方策を提示することで解決を図ることになる。

このように、地方自治法に規定された連携協約に基づき、それぞれの地方公共団体が義務を負うことと第三者による迅速・公平な解決方策が提示されることが制度的に担保されていることから、連携協約を締結した地方公共団体は継続的・安定的に安心して政策に取り組むことができるようになる。

なお、この取組は、都道府県境を越えて相互に連携することも可能であり、さらに連携事業の一環として民間事業者を巻き込むことで、より広域的・複層的な連携、いわゆる「シティリージョン」の形成にも資するものである。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成22年10月1日現在の数値（平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあつては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市区町村、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」中「総数」のうち「15歳以上就業者」及び「15歳以上通学者」の合計から自宅において従業する者の数を控除して得た数値をいう。

第3 連携中枢都市

連携中枢都市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）により人口20万以上の市に要件が緩和された中核市）であること。
- ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値がおおむね1以上であること。
 - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第5（4）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値がおおむね1以上であること。
- ③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。
 - イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 連携中枢都市宣言

（1）連携中枢都市宣言の定義

連携中枢都市宣言は、地方圏において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が、近隣の市町村との連携に基づいて、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、（2）に規定する事項を記載した書面（以下「連携中枢都市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

（2）連携中枢都市宣言書に記載する事項

連携中枢都市宣言書においては、連携中枢都市が近隣の市町村を含めた圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えていくという観点から、少なくとも以

下の事項について記載するものとする。

なお、連携中枢都市は、連携中枢都市宣言書を作成するに当たって、その近隣の市町村の意向に十分配慮するものとする。

- ① 近隣の市町村を含めた圏域全体の経済のけん引等において中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
 - ② 圏域の現在の人口と将来推計人口（平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したものに基づくものに限る）
 - ③ 圏域内の公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況並びに近隣の市町村の住民による当該機能の利用状況等
 - ④ ③に掲げる都市機能等を活用して、近隣の市町村と連携して取り組むことを想定する分野
 - ⑤ 当該連携中枢都市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
 - ⑥ ⑤のほか当該連携中枢都市の近隣にあつて、当該連携中枢都市と連携する意思を有する市町村があるときは、その名称
- (3) 連携中枢都市宣言書の変更又は取消し
- 連携中枢都市は、都市機能の集積・強化の状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、連携中枢都市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。
- (4) 連携中枢都市宣言書の公表
- 連携中枢都市は、(1)の規定により連携中枢都市宣言書を作成したとき又は(3)の規定により連携中枢都市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。
- (5) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例
- 第3②イに該当する連携中枢都市のうち、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しない市については、一市のみで、連携中枢都市圏を構成しているものとみなして連携中枢都市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。なお、当該連携中枢都市がさらに他の市町村と連携しようとする場合においては、連携協約を締結し、拡大連携中枢都市圏を構成することを妨げないものとする。

第5 連携中枢都市圏形成に係る連携協約

- (1) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の定義
- 連携中枢都市圏形成に係る連携協約は、連携中枢都市としての宣言を行った1の連

携中枢都市（以下「宣言連携中枢都市」という。）と、その近隣の1の市町村が、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるため、(2)に規定する事項について、それぞれの市町村における、議会の議決（地方自治法第252条の2第3項）に基づき締結・変更されるものである。

連携中枢都市圏構想が圏域全体を対象とした施策であることを踏まえ、宣言連携中枢都市は、原則として、少なくとも経済的結びつきが強い通勤通学割合が0.1以上である全ての市町村と連携協約締結の協議を行うことが望ましい。当初の連携中枢都市圏形成までに、該当する全ての市町村と連携協約の締結に至らなかった場合においても、宣言連携中枢都市は、引き続き当該市町村と連携協約締結に向けて真摯に協議を行うことが望ましい。

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する近隣の市町村（以下「連携市町村」という。）は、宣言連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であることが望ましい。関係市町村において、これに該当するか否かは自主的に判断するものとする。しかしながら、宣言連携中枢都市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村においては、宣言連携中枢都市から連携協約締結に向けた協議があった場合には、真摯に検討し判断することが望ましい。

(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する事項

連携中枢都市圏形成に係る連携協約においては、宣言連携中枢都市及びその連携市町村が連携して圏域全体の政策を推進するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する宣言連携中枢都市及び1の連携市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「コンパクト化とネットワーク化」の観点から、宣言連携中枢都市及び1の連携市町村が連携して圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えることなど、連携中枢都市圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言連携中枢都市及び1の連携市町村が、④に規定する事項を中心として行政及び民間機能のコンパクト化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する取組

連携する取組は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、ア 圏域全体の経済成長のけん引、イ 高次の都市機能の集積・強化、ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上、の3つの役割を果たすことが必要である。

特にア及びイの役割については、主に宣言連携中枢都市が中心となって実施することが想定されるが、地域公共交通、ICTインフラ、交通インフラの整備等に加え、企業間連携や病診連携等の取組を含む連携市町村とのさまざまなネットワークを強化することによって、連携市町村もその便益を共有できるようにすることが極めて重要である。

各役割に応じた取組については、以下のとおりである。

ア 圏域全体の経済成長のけん引

a から d に掲げる事業について、地域の実情に応じた取組を極力広範囲に規定するものとする。

- a 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備
 - ・圏域の経済戦略の策定やフォローアップのための圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、地方公共団体等の産学金官民が一体となった協議会の立ち上げ
 - ・経済戦略の策定やフォローアップに必要な調査・検証
 - ・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M&Aの方向性の提示
 - ・戦略産業の育成や地域経済の裾野拡大に必要な人材像の把握
 - ・圏域内として目指すべきイノベーションの方向性の確定 等
- b 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成
 - ・圏域内の事業者に向けた異分野異業種交流
 - ・新素材・新技術に関する講座の開設、起業に向けたセミナー開催
 - ・新技術・新製品開発のための中小企業支援
 - ・イノベーション実現や事業化に向けた産学金官の共同研究・受託研究の推進
 - ・大学発ベンチャーへの支援
 - ・大学における長期インターンシップの推進や産学が連携した大学の教育課程の編成
 - ・専門的知見を有する企業・大学間コーディネーターの育成
 - ・中小企業の経営強化や新分野進出に向けた事業承継、M&Aの促進支援
 - ・戦略産業の育成に向け、地域の中堅企業等を中核とする広域的なプロジェクト創出に向けた検討 等
- c 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
 - ・地域資源を活用した商品・サービスの開発、販路開拓の推進
 - ・六次産業化に向けた設備投資の支援
 - ・地域ブランド育成のための試作やPRの支援
 - ・専門家の紹介・派遣
 - ・売上げ動向等のデータ把握と商品開発への反映 等

- d 戦略的な観光施策
- ・圏域内観光の受皿整備のための基本構想・計画の策定
 - ・圏域全体の観光資源（自然・文化・産業遺産等）を対象としたプロモーションやファムツアーの実施
 - ・外国人観光客の誘致活動
 - ・圏域外の観光客を見込んだ大規模イベントの開催
 - ・経済波及効果・情報発信力の高い国際会議等の誘致と圏域内関連ビジネスとのマッチングの促進 等
- e その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

イ 高次の都市機能の集積・強化

a から c に掲げる事業について、地域の実情に応じた取組を極力広範囲に規定するものとする。

- a 高度な医療サービスの提供
- ・圏域内の重篤な救急患者に対する三次救急医療
 - ・ハイリスクの妊娠・出産に対する母子周産期医療
 - ・先進的がん医療など高度な医療サービス提供に向けた設備整備の支援
 - ・これらの医療にかかる人材育成・確保 等
- b 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築
- ・圏域内外へのアクセス拠点の整備に向けた調査や構想の策定
 - ・圏域内の大学や公園等の整備に向けた調査や構想の策定
 - ・圏域の中心部と空港との間の直結線の整備に向けた検討 等
- c 高等教育・研究開発の環境整備
- ・大学・専門学校等における圏域内での高度専門的な研究開発人材の育成
 - ・圏域内の企業等のニーズに応じた人材育成
 - ・大学への寄附講座開設や生活環境支援を通じたグローバル人材の招へい
 - ・将来の圏域を担うリーダー育成や雇用の創出に取り組む高等教育機関への支援 等
- d その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策

ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

次に掲げるA、B及びCの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する取組を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来からの広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができるものとする。

A 生活機能の強化に係る政策分野

a 地域医療

- ・病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供
- ・二次救急における病院間の連携
- ・地域医療を担う医師の育成や派遣
- ・ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 介護

- ・高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援
- ・他市町村における地域密着型サービス利用支援
- ・在宅医療・介護連携を図るための体制の構築に向けた支援などによる地域包括ケアシステムの構築等に向けた連携

c 福祉

- ・子育て家庭のニーズに応じた保育所の広域入所その他の在宅療養・子育て支援のネットワークの構築
- ・発達に障がいのある児童の早期発見・早期療養及び診療・機能訓練・相談・療育支援の提供
- ・配偶者からの暴力防止対策等に向けた連携

d 教育・文化・スポーツ

- ・小中学校の区域外就学、特色ある教育を行う中高一貫校の運営
- ・スクールカウンセラー等の共同活用、学校間の連携による部活動の充実
- ・特別支援教育を充実するための教育資源の活用、帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導
- ・学校施設等の適切な維持管理や他の公共施設との複合化を含めた機能向上のための体制構築
- ・大学における地域のニーズに応じた教育研究の実施
- ・三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高く特色ある学校教育・社会教育環境の整備
- ・圏域の多様な人材や企業、施設等を活用した多様な学習や体験活動
- ・スポーツ活動の機会の充実等
- ・文化財保護の人材ネットワークの構築や圏域の文化財を総合的に活用する取組等文化財の保存・活用等に向けた連携

e 土地利用

- ・規模や地域特性を活かした都市空間の再形成や農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

f 地域振興

- ・地域におけるにぎわいの創出
- ・商店街の新陳代謝や購買環境の整備
- ・農林水産業の振興、企業誘致、雇用機会の確保
- ・大学等による地域課題解決に向けた研究の推進
- ・女性・高齢者等の社会人の学び直し支援、外国人留学生等と地域住民との交流推進
- ・地域の観光資源の開発

等に向けた連携

g 災害対策

- ・圏域全体で災害対策を推進するための市町村や都道府県の区域を越えた医療搬送、物資の供給、広域的な避難及び帰宅困難者への情報提供
- ・被災市町村への復興支援

等に向けた連携

h 環境

- ・圏域全体でのごみ減量や資源化の推進に向けた実証事業や啓発
- ・小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用
- ・森林吸収源対策の着実な実施等CO₂吸収に向けた取組の推進
- ・水源涵養機能の維持

等に向けた連携

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

a 地域公共交通

- ・地域住民の移動手段の確保、まちなにぎわいの創出、人の交流の活発化、圏域の低炭素化等を図るため、民間バス路線の再編等の支援、コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行その他の地域公共交通ネットワークの形成等に向けた連携

b ICTインフラ整備

- ・ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育
- ・テレワークの推進
- ・ICTを活用した高齢者の見守りや生活支援
- ・自治体クラウドの一層の推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備

等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備・維持

- ・圏域内の基幹道路ネットワークの整備・維持や生活幹線道路の整備・維持その他の広域的な観点から交通インフラの整備・維持を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携
 - d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消
 - ・食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場製品の販売・学校給食などへの圏内製品の活用その他の地産地消を進めていく取組
 - ・教育ファームの推進
 - ・圏域内の農畜水産物の安全性向上
 等に係る連携
 - e 地域内外の住民との交流・移住促進
 - ・大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組
 - ・Uターン・Iターン・Jターン人材の発掘・育成、インターンシップの実施や移住に係る支援
 等に係る連携
 - f a から e までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携
- C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
- a 人材の育成
 - b 外部からの行政及び民間人材の確保
 - c 圏域内市町村の職員等の交流
 - d a から c までに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく事務の執行については、個々の市町村が個別に実施するか、あるいはその基本的な事項を連携協約に規定した上で、事務の委託（地方自治法第252条の14等）や事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2等）等のほか、民事上の契約等により事務を処理することとなる。なお、事務の委託や事務の代替執行等により市町村間で連携して事務処理を行う場合には、その形式に応じて地方自治法に基づき規約の作成等の手続を経ることとなる。

連携中枢都市圏において、従来から一部事務組合や広域連合による事務処理を行っている場合において、連携中枢都市圏としてその事務処理を位置づける必要があるときには、一部事務組合や広域連合の規約の変更に加えて、宣言連携中枢都市と一部事務組合や広域連合が連携協約を締結することもありうるものである。

⑥ 宣言連携中枢都市の市長と連携市町村の長との定期的な協議

宣言連携中枢都市の市長と連携市町村の長は、両者の間の丁寧な調整を担保する観点から、定期的に協議を行うことを規定するものとする。

⑦ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の期間

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の期間は、宣言連携中枢都市とその連携市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、「連携中枢都市圏形成の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て連携協約の失効を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に連携協約は失効する」という規定をあらかじめ設けておくことは可能である。この場合において、当該通告後、当該連携協約が失効するまでの期間は、原則として2年間とする。

(3) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等に係る留意事項

① 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、当該連携協約案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。

② 連携中枢都市圏形成に係る連携協約は、宣言連携中枢都市と1の連携市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言連携中枢都市が1以上の連携市町村とそれぞれ連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することにより、第6(1)に規定する連携中枢都市圏が形成されることとなる。このため、他の連携市町村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約との整合性を図り、圏域全体が活性化するように十分配慮する必要がある。

③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。

④ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。

⑤ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約は、宣言連携中枢都市と当該宣言連携中枢都市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣の市町村により締結することができることに留意する必要がある。この場合においては、連携協約を締結した旨の届出は、双方の関係都道府県に重複して行うものとする。関係都道府県においては、

地方自治法第253条第1項に基づき、管轄する知事を定めるようにしなければならない。

- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、近隣の市町村が2以上の宣言連携中枢都市と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結することができることに留意する必要がある。
- ⑦ 定住自立圏構想（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月制定））に基づき取り組んできた取組を連携中枢都市圏の取組として実施する場合には、定住自立圏形成協定を廃止し、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を新たに締結することになる。

（4）広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4（5）の規定により連携中枢都市宣言を行った宣言連携中枢都市については、連携中枢都市圏形成に係る連携協約に代えて、当該宣言連携中枢都市の区域の全部を対象として、（2）①から④までに規定する事項について定めた連携中枢都市圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを連携中枢都市圏形成に係る連携協約における宣言連携中枢都市又は連携市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

（5）連携中枢都市圏形成に係る連携協約等の告示又は公表

宣言連携中枢都市及び連携市町村は、連携中枢都市圏形成に係る連携協約又は連携中枢都市圏形成方針（以下「連携中枢都市圏形成に係る連携協約等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを告示又は公表するものとする。

第6 連携中枢都市圏ビジョン

（1）連携中枢都市圏の定義

連携中枢都市圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結した宣言連携中枢都市及び連携市町村の区域の全部
- ② 連携中枢都市圏形成方針を策定した宣言連携中枢都市の区域の全部

（2）連携中枢都市圏ビジョンの定義

連携中枢都市圏ビジョンは、宣言連携中枢都市が、当該宣言連携中枢都市を含む連携中枢都市圏を対象として（3）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更にあたって、民間や地域の関係者を構成員として宣言連携中枢都市が開催する協議・懇談の場（以下「連携中枢都市圏ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各連携市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 連携中枢都市圏ビジョンに記載する事項

連携中枢都市圏ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 連携中枢都市圏及び市町村の名称

連携中枢都市圏の名称及び連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 連携中枢都市圏の中長期的な将来像

当該連携中枢都市圏における将来推計人口（平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したものに基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積・強化の状況の現状等を記載した上で、今後の人口動態について認識共有をしつつ、連携中枢都市圏全体で圏域の経済をけん引し人々の暮らしを支えるという観点から、当該連携中枢都市圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、連携中枢都市圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。

③ 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各連携中枢都市圏形成に係る連携協約等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各連携中枢都市圏形成に係る連携協約等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 具体的取組の期間

具体的取組の期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

⑤ 成果指標

地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する明確な成果指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定し、進捗管理をするものとする。

(4) 連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員

連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更にあたって関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏の取組内容に応じて、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に関連する分野や機関の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市機能の集積や強化を検討している施設等の関係者を含めることが望ましい。

(5) 連携中枢都市圏ビジョンに関する連携市町村との協議

宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更にあたって、各連携市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

(6) 連携中枢都市圏ビジョンの写しの連携市町村への送付及び公表

宣言連携中枢都市は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに連携市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

第7 連携中枢都市宣言書等の写しの送付及び届出

(1) 連携中枢都市宣言書の写しの送付

宣言連携中枢都市は、第4(4)の規定による連携中枢都市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言連携中枢都市の属する都道府県及び第4(2)⑤、⑥の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

(2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの届出又は送付

宣言連携中枢都市は、第5(5)の規定による連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は第6(6)の規定による連携中枢都市圏ビジョンに関する告示又は公表を行ったときは、当該宣言連携中枢都市の属する都道府県及び総務省に届け出、又は送付するものとする。

連携市町村は、第5(5)の規定による連携中枢都市圏形成に係る連携協約に関する告示を行ったとき又は第6(6)の規定による宣言連携中枢都市からの連携中枢都市圏ビジョンの写しの送付を受けたときは、当該連携市町村の属する都道府県に送付するものとする。

(3) 総務省による送付

総務省は、(1)及び(2)の規定による連携中枢都市宣言書、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの送付又は届出を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第8 市町村に対する助言及び支援

(1) 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における連携中枢都市圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、産業振興、医療、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、連携中枢都市圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の連携中枢都市圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

(2) 総務省による助言及び支援

総務省は、連携中枢都市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言連携中枢都市から第7（1）及び（2）の規定による連携中枢都市宣言書、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの送付又は届出を受けた場合などには、必要に応じて、連携中枢都市圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言連携中枢都市及び連携市町村が締結、策定又は変更した連携中枢都市圏形成に係る連携協約等及び連携中枢都市圏ビジョンであって第7（2）の規定により届出又は送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則（平成26年8月25日総行市第200号）

第1 施行期日

この要綱は、平成26年8月25日から施行する。ただし、連携協約に関する規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）の連携協約に係る規定の施行の日から施行する。

第2 連携中枢都市の要件、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第7（1）及び（2）の規定による連携中枢都市宣言書、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等又は連携中枢都市圏ビジョンの送付又は届出を受けた場合において、当該送付又は届出を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第3②の要件に関して数値が1未満のとき、又は本則第5（2）に規定する事項が連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に記載されていないとき等この要綱に基づく連携中枢都市圏の趣旨と異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

第3 経過措置

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体であって、国勢調査令によって調査した平成17年10月1日現在の数値に基づいて本則第3に定める連携中枢都市の要件を満たしているものにあつては、当分の間、連携中枢都市宣言を行うことができるものとする。

附 則（平成 27 年 1 月 28 日総行市第 4 号）

第 1 施行期日

この要綱は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。

第 2 経過措置

この要綱の施行の際現に改正前の地方中枢拠点都市圏構想推進要綱（以下「旧要綱」という。）第 4（1）の規定により行った地方中枢拠点都市宣言又は旧要綱第 4（1）の規定により作成された地方中枢拠点都市宣言書は、それぞれ改正後の連携中枢都市圏構想推進要綱（以下「新要綱」という。）第 4（1）の規定により行った連携中枢都市宣言又は新要綱第 4（1）の規定により作成された連携中枢都市宣言書とみなす。

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）策定懇談会の設置について

●趣旨

国の「連携中枢都市圏構想推進要綱」に基づき、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）を策定するに当たり、様々な分野の方々から、意見を聴取するため設置する。

●委員構成

定住自立圏から発展的に移行して連携中枢都市圏の形成を目指しているため、懇談会委員については、現在の定住自立圏の委員をベースに、必要な分野の人を加える形で設置する。

No	分野	氏名	役職等
1	学識経験者	板倉 宏昭	香川大学大学院地域マネジメント研究科 教授
2		井原 健雄	香川大学名誉教授
3		嘉門 雅史	京都大学名誉教授
4		柴田 潤子	香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授
5		佃 昌道	高松大学学長
6	医療	神内 仁	高松市医師会副会長
7	福祉	森山 敏子	高松市民生委員児童委員連盟副会長
8	教育	好井 明子	高松市PTA連絡協議会相談役
9	産業振興	吉田 洋子	高松商工会議所女性会副会長
10	地域交通	宮本 美枝子	“ぐるっと高松”公共交通を考える会代表
11	文化	島田 博美	高松市芸術団体協議会会長
12	移住・交流	三井 文博	特定非営利活動法人アーキペラゴ理事長
13	公募	熊 紀三夫	
14		常川 真由美	
15		徳増 育男	
16	観光	新規追加	
17	金融	新規追加	
18	地域コミュニティ	新規追加	

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員

連携中枢都市圏構想推進要綱（国の要綱）【抜粋】

連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員

連携中枢都市圏ビジョン懇談会の構成員は、連携中枢都市圏ビジョンの策定又は変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏の取組内容に応じて、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に関連する分野や機関の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市機能の集積や強化を検討している施設等の関係者を含めることが望ましい。

●委員任期

連携中枢都市圏のビジョンを策定するまでとし、平成28年3月31日までとする。
(瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員の任期と合わせる。)

●瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会について

瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会は、平成27年度で解消する。また、28年度以降は、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）の進行管理等を行っていくため、新たに懇談会を設置する予定。

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）策定懇談会設置要
綱（案）

（設置）

第1条 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）の策定に当たり、広く有識者等から意見を聴くため、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この要綱において「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）」とは、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日総行市第200号）第6の規定に基づき本市が策定する連携中枢都市圏ビジョンをいう。

（意見を聴取する事項）

第3条 市長は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- （1） 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏ビジョン（仮称）の策定に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 懇談会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 瀬戸・高松広域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員
- （2） 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏（仮称）形成に係る連携協約に基づき推進する取組事項に関連する分野の関係者

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、市民政策局政策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

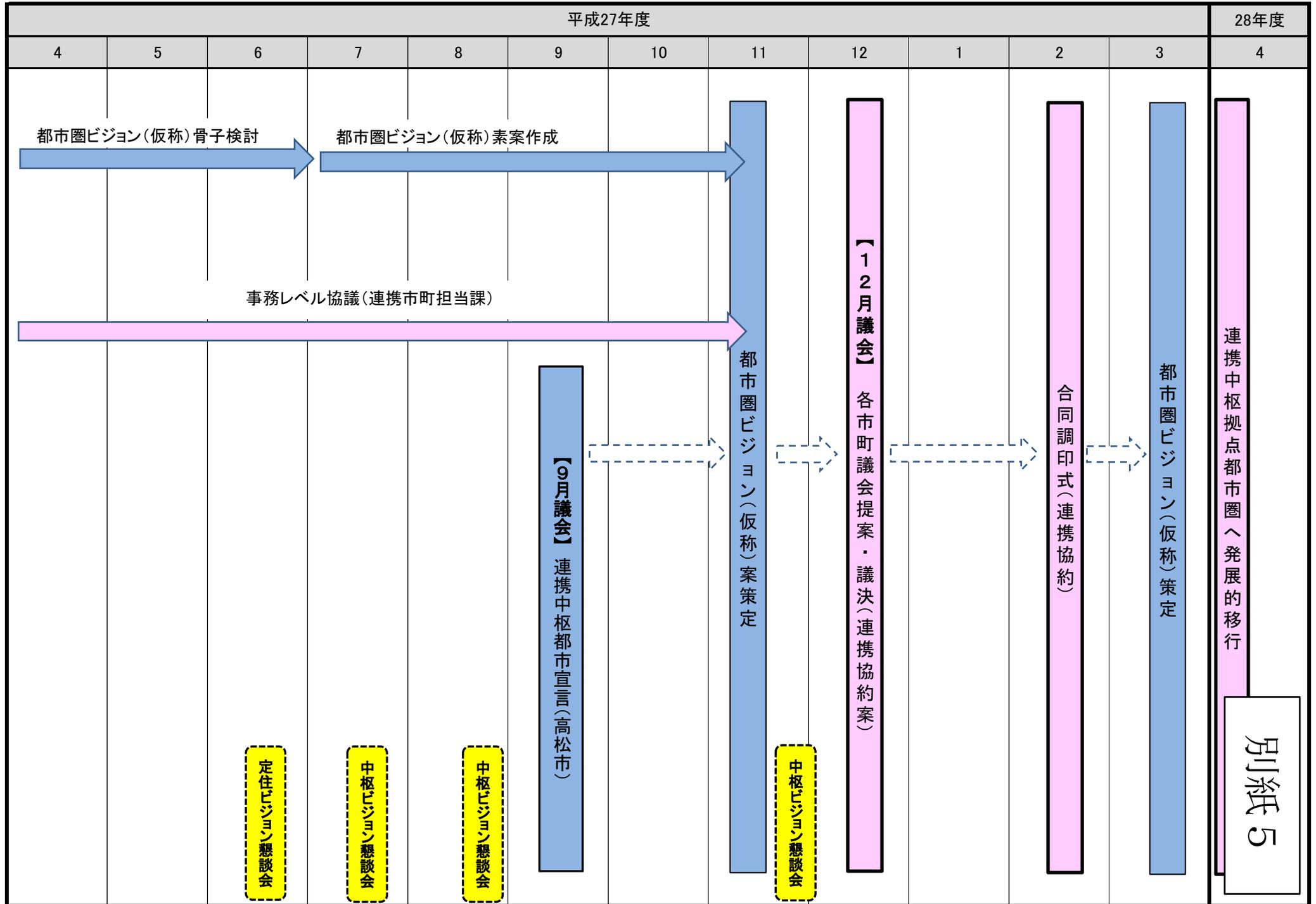
(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

◆連携中枢都市圏移行スケジュール（H27. 6月時点）



平成27年4月時点(案)

総合計画

<まちづくりの目標>

<政策>

<施策>

連携中枢都市圏ビジョン

中長期的な将来像

具体的な取組

ア) 圏域全体の経済のけん引

- ・企業誘致・起業支援
- ・観光振興
- ・国際会議誘致

イ) 高次の都市機能の集積・強化

- ・高度医療サービス
- ・アクセス拠点整備

ウ) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

- ・移住の促進
- ・災害対策
- ・地域公共交通の活性化

現在の定住自立圏の取組

たかまつ創生総合戦略(仮称)

人口ビジョン

- ・現状分析
- ・将来展望

地方版総合戦略

- 1) 地方における安定した雇用を創出する
 - ・起業支援
 - ・観光振興
- 2) 地方への新しい人の流れをつくる
 - ・企業誘致
 - ・移住の促進
- 3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・子育て支援・結婚支援
 - ・ワーク・ライフ・バランス
- 4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
 - ・空き家対策
 - ・災害対策

・空き家対策

・結婚支援

・ワーク・ライフ・バランス

・起業支援

・企業誘致

・観光振興

・移住促進

・子育て支援

・災害対策

・国際会議誘致

・アクセス拠点整備・調査

・高度医療サービス